

千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県の犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）の策定に当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、「千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 支援推進計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、支援推進計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、環境生活部長が就任を依頼する委員6名以内をもって組織する。

2 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長と副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 懇談会は、必要に応じて生活安全・有害鳥獣担当部長が招集する。

(会議の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して会議を行う場合及び会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、千葉県環境生活部くらし安全推進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は施行日以降、支援推進計画が公表されたときに、その効力を失う。

別紙

千葉県犯罪被害者等支援に関する計画策定懇談会委員名簿

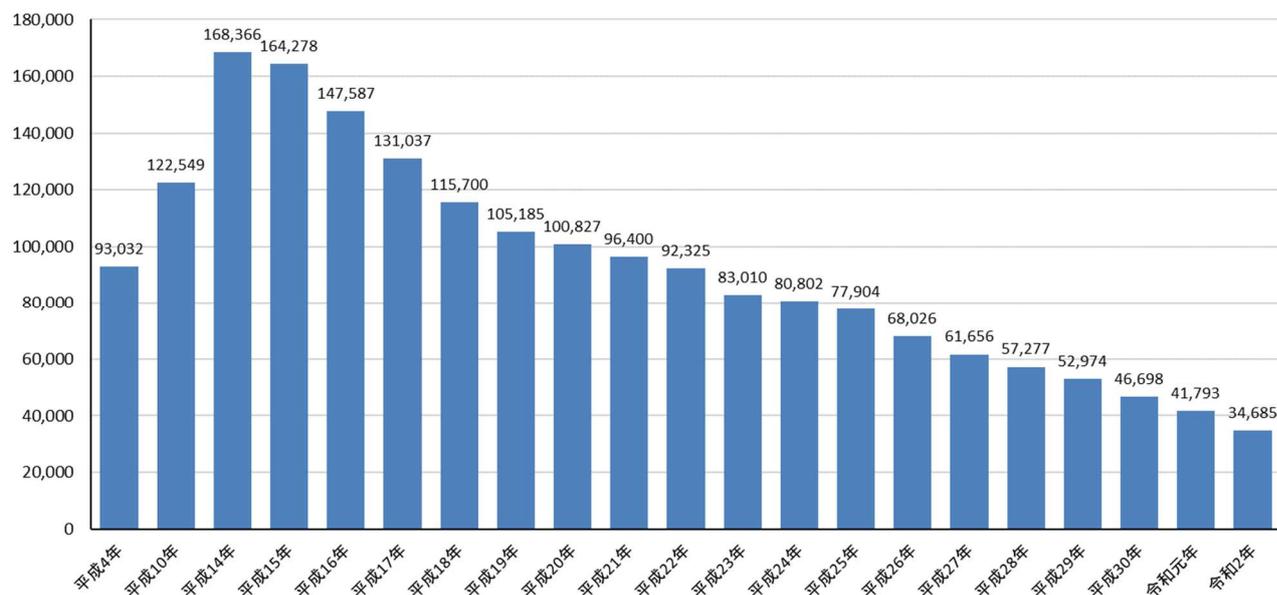
(敬称略・50音順)

	氏名	所属等
1	伊東 秀彦	弁護士
2	大川 玲子	NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと理事長
3	大橋 靖史	淑徳大学総合福祉学部 学部長 教授 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事長
4	今野 理恵子	武蔵野大学人間科学部 助教
5	澤田 美代子	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事
6	堤 紳一	千葉県市長会 事務局長 千葉県町村会 事務局長

千葉県における犯罪の発生状況と相談件数

1 犯罪等の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移



出典：千葉県警「犯罪統計」

(2) 主な重要犯罪等の認知件数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
殺人	50	57	51	47	53
強盗	146	103	104	84	98
侵入強盗	47	21	27	26	34
放火	46	57	67	25	21
強制性交等	43	55	65	70	71
略取誘拐・人身売買	9	8	8	13	12
強制わいせつ	415	305	318	261	207

出典 警察庁刑事局捜査支援分析管理官 犯罪統計資料

※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

2 相談状況

【犯罪被害全般】

(1) 警察安全相談取扱件数

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
87,369	102,600	110,819	115,332	103,381

(2) CVSにおける犯罪被害の相談状況

罪種	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
殺人	388	330	467	366	290
暴行・傷害	91	120	203	183	181
性犯罪	452	458	711	942	1,412
交通事故	292	246	341	284	366
その他	286	315	230	236	218
計	1,509	1,469	1,952	2,011	2,467

【性犯罪】

(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談状況

	電話相談	面接相談	同行支援	法律相談	医療支援	カウンセリング	合計
	相談、助言	相談、助言	警察、裁判所等への付添い	弁護士による法律相談	医療費等公費負担	医師又は臨床心理士によるカウンセリング	
平成 30 年度	3,786	795	130	51	68	16	4,846
令和元年度	4,305	1,149	238	55	60	25	5,832
令和 2 年度	5,798	1,264	284	64	91	29	7,530

※CVS、ちさとの合計を掲載している。

※平成 29 年 10 月開始のため、平成 30 年度以降を掲載している。

(2) 性犯罪 110 番（#8103）の受理状況

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
184	233	208

※平成 29 年 8 月運用開始のため、平成 30 年度以降を掲載している。

7 犯罪被害者等支援について

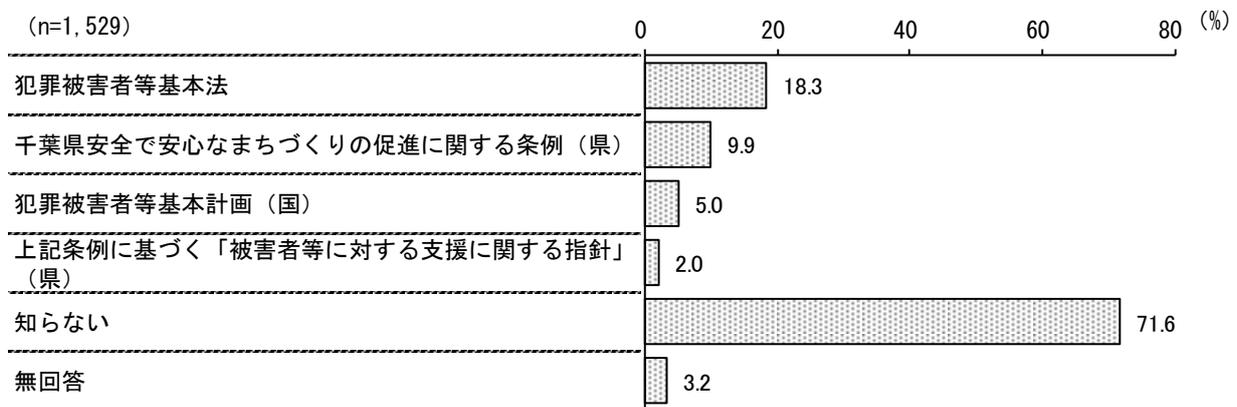
(1) 犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度

◇「犯罪被害者等基本法」が約2割

県では、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」に基づき、「被害者等に対する支援に関する指針」を定め、犯罪被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます）の支援に取り組んでおり、今後の取組推進の参考とするため、県民の皆さまの意識をお聞きいたします。※調査時点においては、「千葉県犯罪被害者等支援条例」（令和3年4月1日施行）は制定されていませんでした。

問37 あなたは、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等を知っていますか。名前を知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

<図表7-1> 犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度



犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等についての認知度を聞いたところ、「犯罪被害者等基本法」（18.3%）が約2割で最も高く、以下、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（県）」（9.9%）、「犯罪被害者等基本計画（国）」（5.0%）、「上記条例に基づく「被害者等に対する支援に関する指針」（県）」（2.0%）が続く。

一方、「知らない」（71.6%）が7割を超えている。（図表7-1）

【地域別】

地域別にみると、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（県）」は“山武地域”（20.0%）が2割で高くなっている。

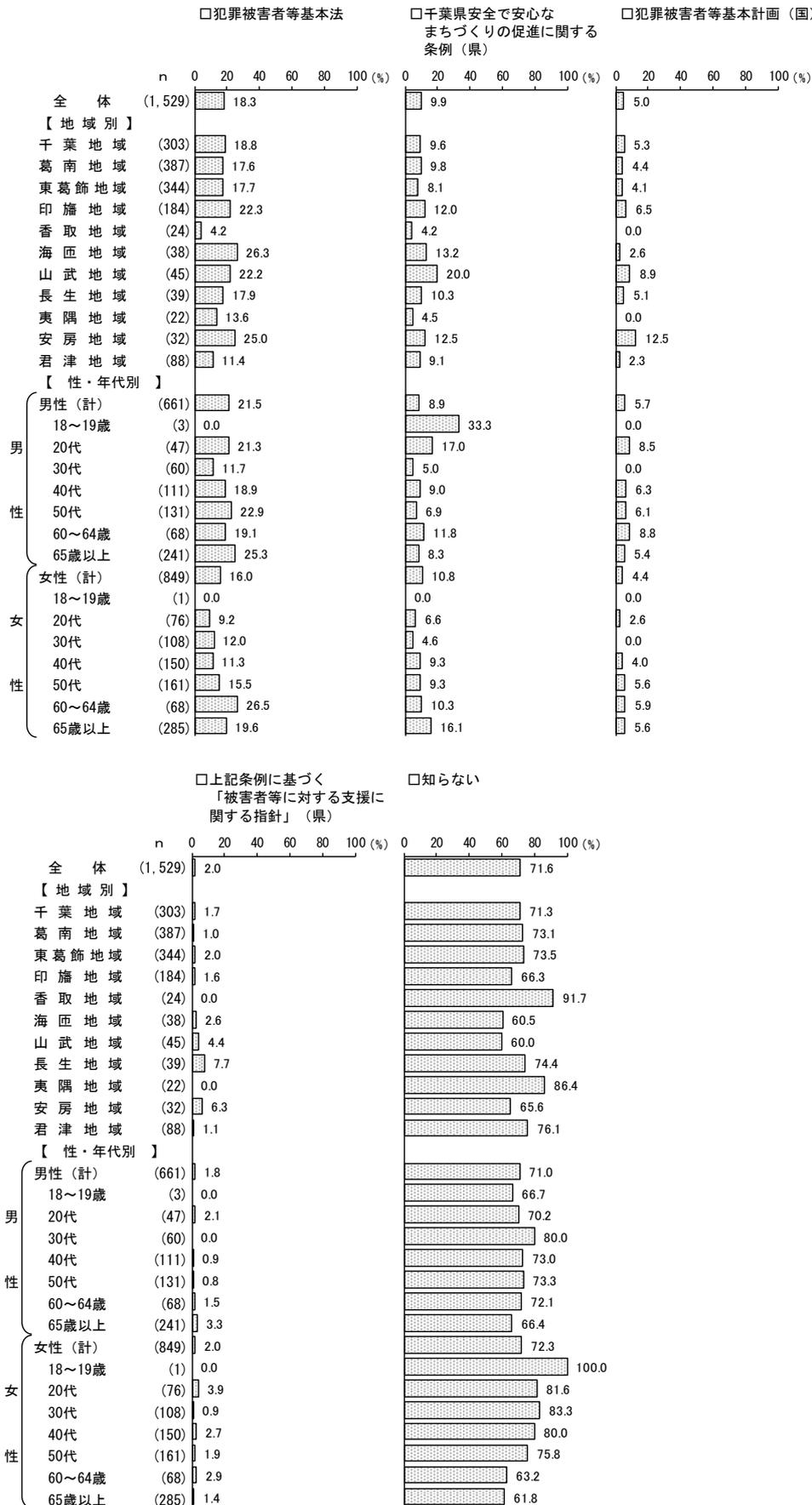
一方、「知らない」は“香取地域”（91.7%）が9割を超えて高くなっている。（図表7-2）

【性・年代別】

性・年代別にみると、「犯罪被害者等基本法」は男性の65歳以上（25.3%）が2割台半ばで高くなっている。

一方、「知らない」は女性の30代（83.3%）と女性の20代（81.6%）が8割を超え、女性の40代（80.0%）が8割で高くなっている。（図表7-2）

＜図表7-2＞犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度／地域別、性・年代別

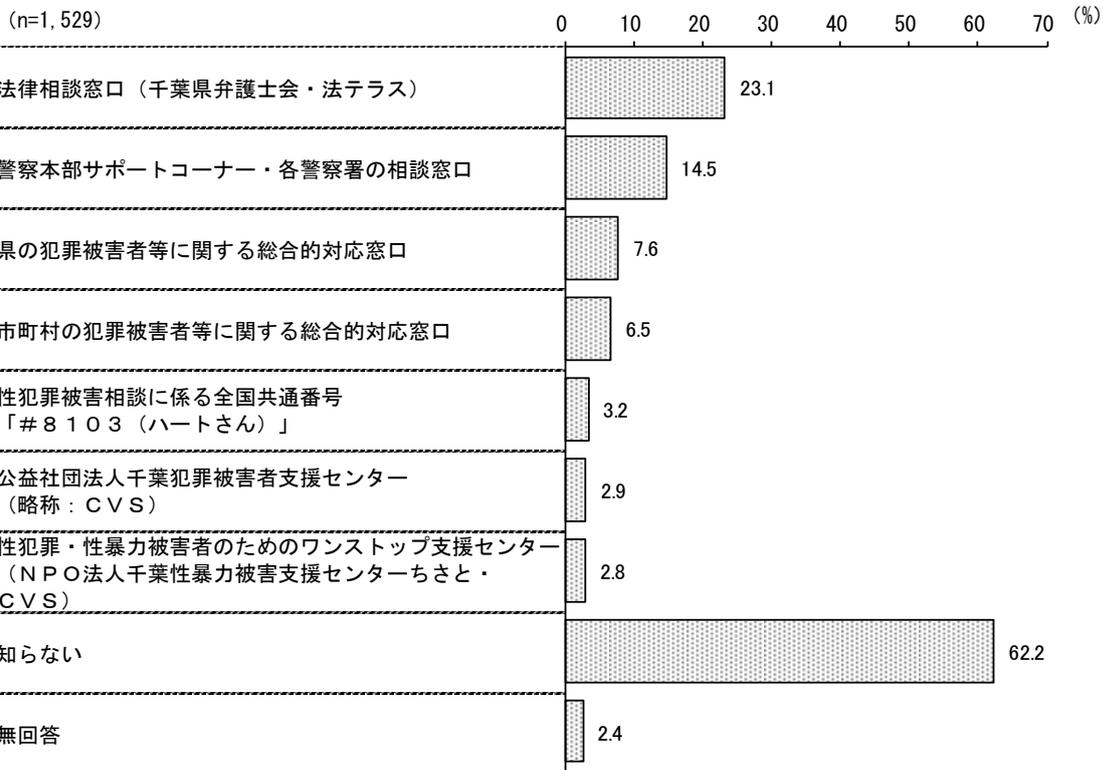


（２）犯罪被害者等のための相談窓口の認知度

◇「法律相談窓口（千葉県弁護士会・法テラス）」が2割を超える

問38 あなたは、犯罪被害者等のための相談窓口を知っていますか。名前を知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

<図表7-3> 犯罪被害者等のための相談窓口の認知度



犯罪被害者等のための相談窓口の認知度を聞いたところ、「法律相談窓口（千葉県弁護士会・法テラス）」（23.1%）が2割を超えて最も高く、以下、「警察本部サポートコーナー・各警察署の相談窓口」（14.5%）、「県の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口」（7.6%）、「市町村の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口」（6.5%）が続く。

一方、「知らない」（62.2%）が6割を超えている。（図表7-3）

【地域別】

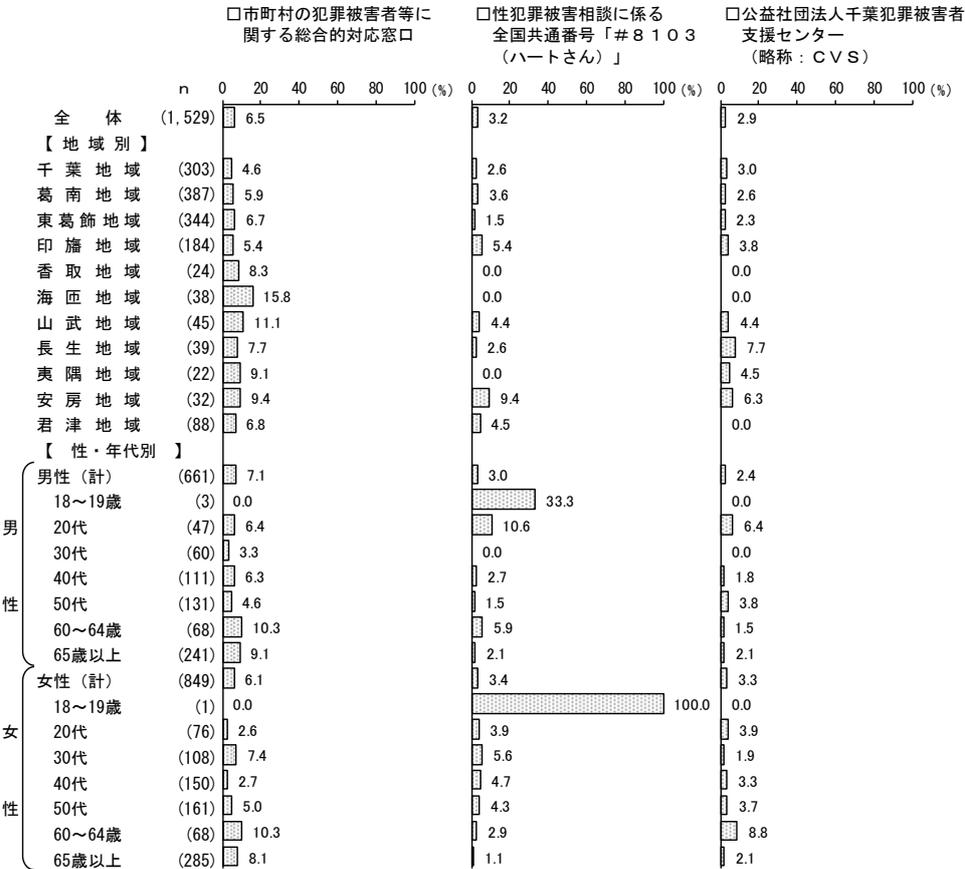
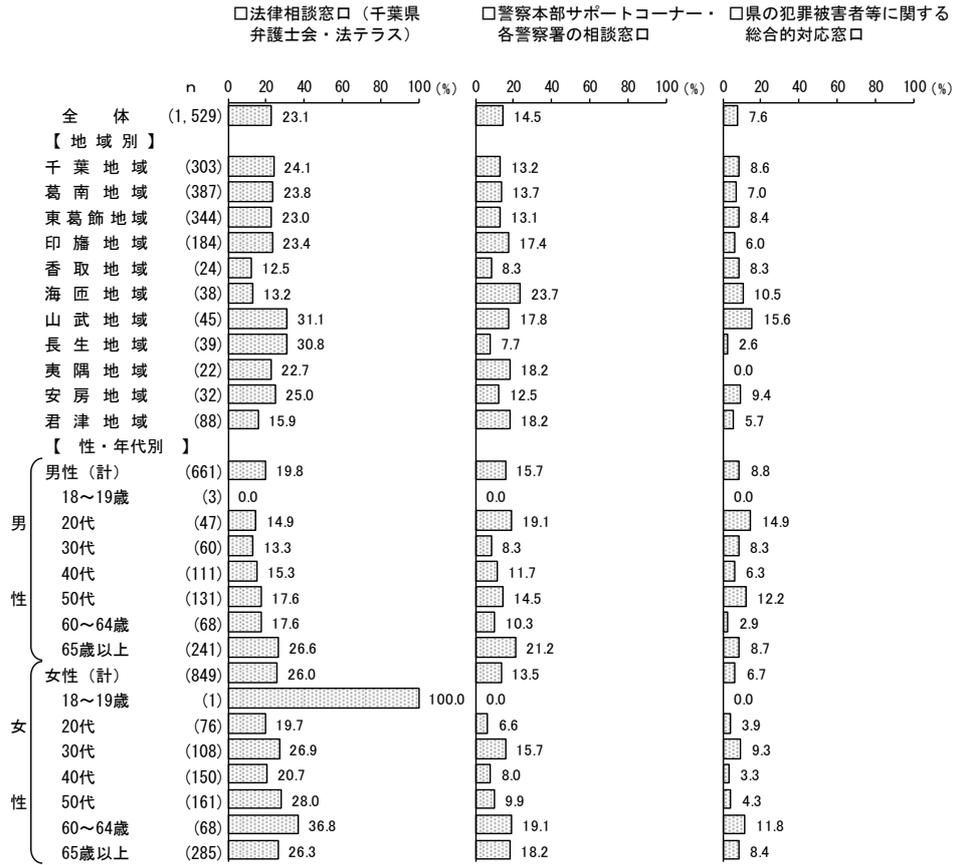
地域別にみると、「県の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口」は“山武地域”（15.6%）が1割台半ばで高くなっている。

「市町村の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口」は“海匝地域”（15.8%）が1割台半ばで高くなっている。（図表7-4）

【性・年代別】

性・年代別にみると、「法律相談窓口（千葉県弁護士会・法テラス）」は女性の60～64歳（36.8%）が3割台半ばで高くなっている。（図表7-4）

＜図表7-4＞犯罪被害者等のための相談窓口の認知度／地域別、性・年代別

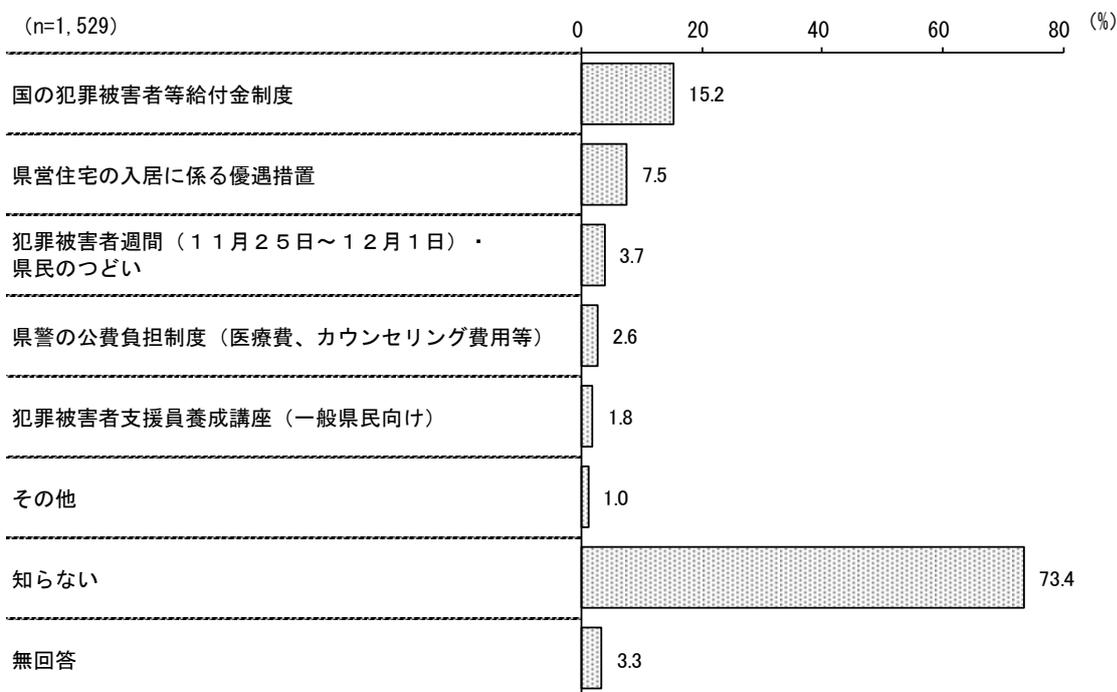


（3）犯罪被害者等のための施策の認知度

◇「国の犯罪被害者等給付金制度」が1割台半ば

問39 あなたは、以下の施策を知っていますか。名前を知っているものをすべて選んでください。
（〇はいくつでも）

<図表7-5> 犯罪被害者等のための施策の認知度



犯罪被害者等のための施策の認知度を聞いたところ、「国の犯罪被害者等給付金制度」（15.2%）が1割台半ばで最も高く、以下、「県営住宅の入居に係る優遇措置」（7.5%）、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）・県民のつどい」（3.7%）が続く。

一方、「知らない」（73.4%）が7割を超えている。（図表7-5）

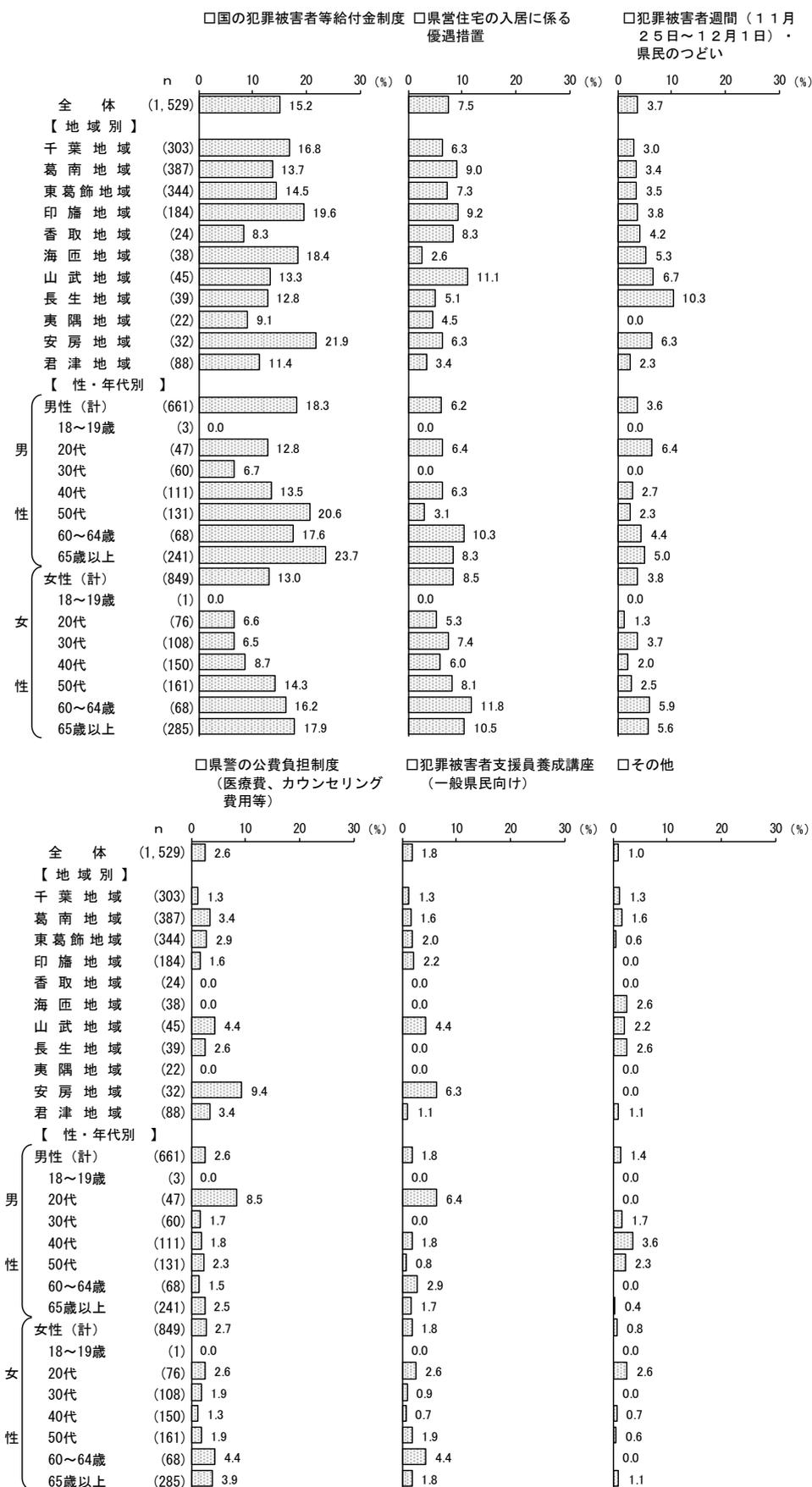
【地域別】

地域別にみると、大きな傾向の違いはみられない。（図表7-6）

【性・年代別】

性・年代別にみると、「国の犯罪被害者等給付金制度」は男性の65歳以上（23.7%）が2割台半ばで高くなっている。（図表7-6）

＜図表7-6＞犯罪被害者等のための施策の認知度／地域別、性・年代別



このほかに、「犯罪被害者等支援について」やここまでの質問（問37～問39）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

ご意見やご提案を自由に記述していただいたところ、63人から回答が寄せられた。一部抜粋してご意見を記載するものとする。

■「犯罪被害者等支援について」の自由回答（抜粋）

○自分自身が犯罪に巻き込まれた時、どうすれば良いかの知識がないなと感じました。県が積極的に発信（SNS等）することで少しは身近に感じるかなと思いました。

（女性、20代、東葛飾地域）

○全く知らないところばかりなので、市役所からのメールなどで、定期的にこれらの情報を少しずつ発信するとよい。

（女性、30代、印旛地域）

○私の知識不足ですが、どれも知らなかったです。いざとなってから情報を得ていたのではおそすぎるので、身近に、情報を得やすい環境になっているとありがたいです。

（女性、30代、千葉地域）

○自分自身この様な支援がある事を知りませんでした。もっと広報等を通じてPRするとか住民に知らせる必要があると思います。

（男性、65歳以上、夷隅地域）

○犯罪被害者は、その時は大丈夫でも数年後急に日常生活に支障が出ることもあります。手厚いサポートをお願いします。また、泣き寝入りしたことで犯罪の立証ができなくても、サポートを受けられるようにしてほしい。

（女性、20代、千葉地域）

○被害者支援はもちろんのこと、加害者の更生保護や支援、加害者家族や関係者への支援も両輪であると思います。

（男性、40代、葛南地域）

○被害者は心に深く傷を負っています。専門家のカウンセリングやサポートが何より必要です。素人ではできない気がします。

（女性、65歳以上、葛南地域）

○多くの支援活動が行われていること自体、知りませんでした。被害者の方の権利が守られるよう協力していきたいと思います。

（男性、40代、千葉地域）

○犯罪の被害にあわれた方におくやみ申し上げます。被害にあわれた方への一層の制度の充実、フォロー、バックアップを国や警察機関をあげて強化して欲しいです。

（女性、40代、東葛飾地域）

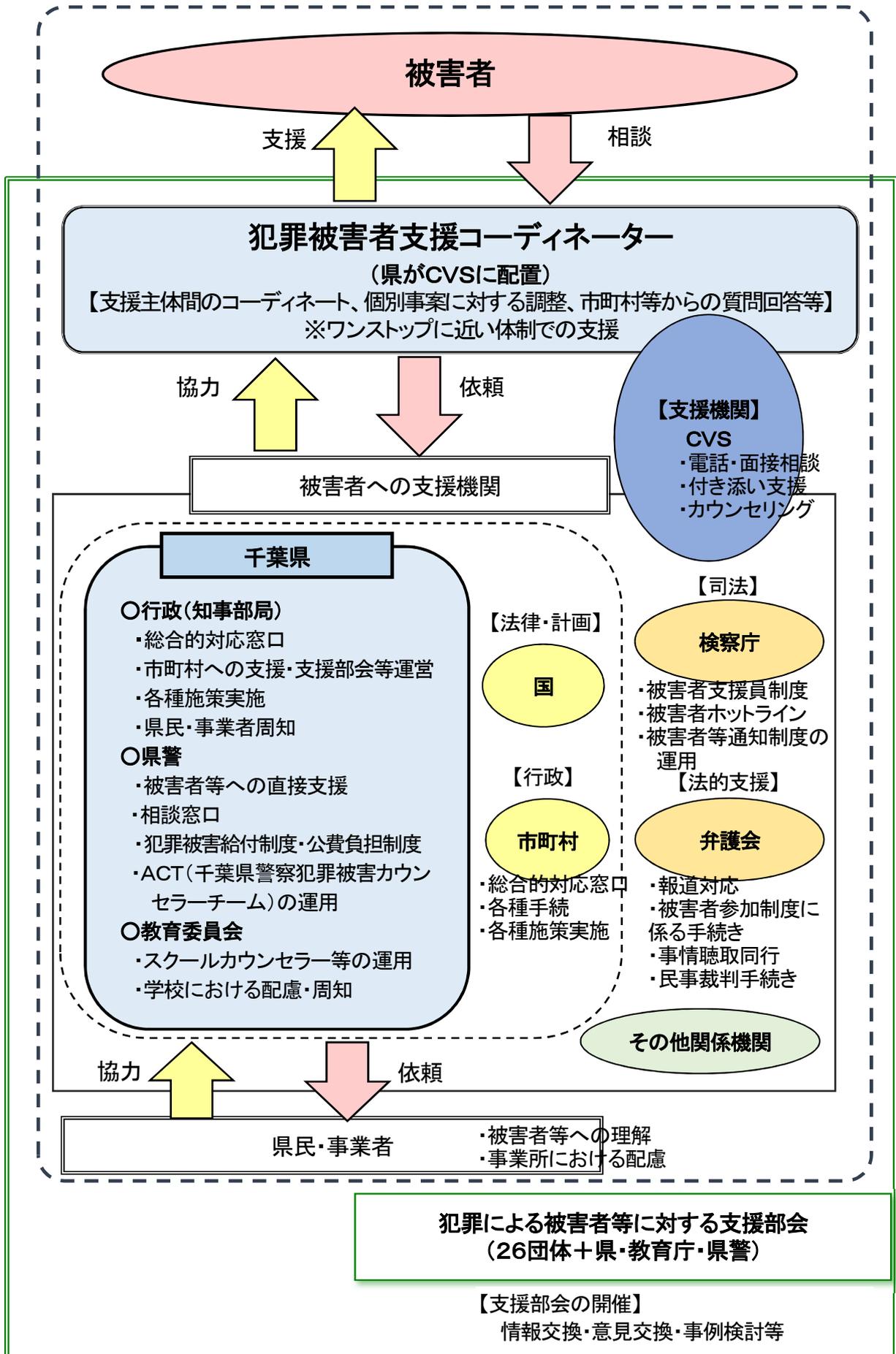
○被害者の報道に関する規制をもっとしてほしい。

（女性、30代、葛南地域）

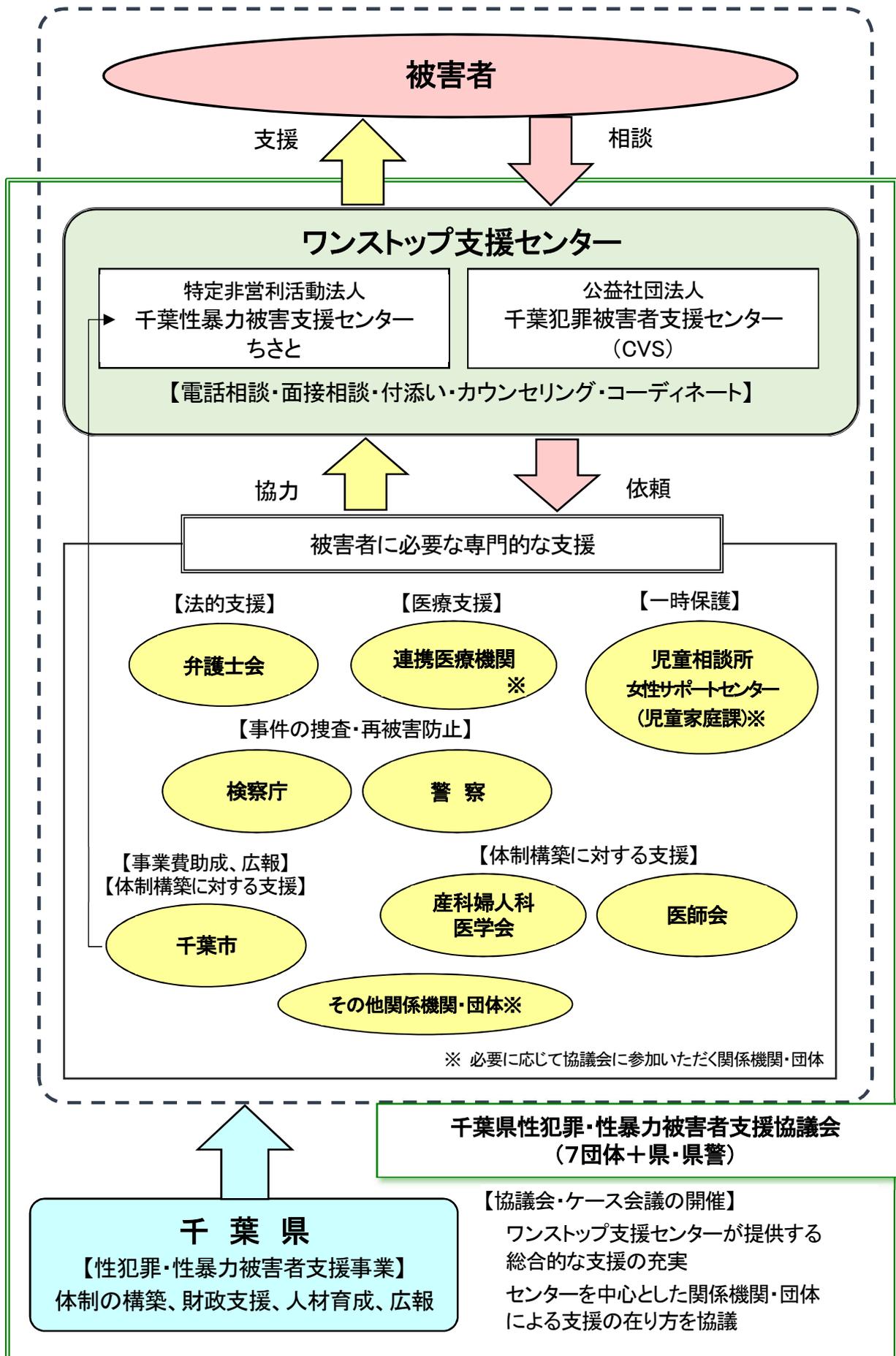
千葉県における犯罪被害者等支援について

平成11年 9月	県警本部に「犯罪被害者対策室」、「犯罪被害カウンセラーチーム」設置 ※H20.7「犯罪被害者支援室」に名称変更	
平成16年 3月	「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」制定 ※同年10月1日施行 ※同条例に「被害者支援」を規定	
平成16年 7月	千葉県安全安心まちづくり推進協議会内に 「犯罪による被害者等に対する支援部会」を設置 ※R3.4.1現在の構成団体は、県関係を除き26団体	関係機関との連携強化
平成16年 9月	各警察署等に「犯罪被害者支援要員」を設置	支援体制の強化
平成16年11月	条例に基づき「被害者等に対する支援に関する指針」策定	
平成16年12月	「犯罪被害者等基本法」制定	
平成20年 4月	生活・交通安全課（現くらし安全推進課）内に「総合的対応窓口」を設置 千葉県公安委員会が「社団法人千葉犯罪被害者支援センター」を「犯罪被害者等早期援助団体」に指定 ※H23.4公益社団法人に認定	
平成20年 5月	県庁内で連携して支援を実施するため、庁内関係機関に 「犯罪被害者等支援連絡員」を設置	庁内連絡体制の構築
平成20年10月	「市町村犯罪被害者等施策担当課長会議」の開始 庁内「相談関係機関連絡会議及び研修会」の開始 ※市町村職員の研修参加は平成21年度から	関係機関との連携強化 県・市町村職員の人材育成
平成21年11月	犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開始	県民への理解の促進 (R2年度は千葉テレビ放送)
平成22年 6月	「犯罪被害者支援公開講座」及び 「犯罪被害者支援員（ボランティア）養成講座」の開始 ※現「犯罪被害者支援員養成講座 入門編（公開講座）・初級編」	被害者支援を担う人材育成
平成28年 5月	「性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援のあり方検討会議」設置	
平成29年10月	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」運用開始 ※「NPO法人千葉性暴力被害支援センター ちさと」と 「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター(CVS)」の2か所を位置づけ	
令和 元年 4月	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに 「犯罪被害者支援コーディネーター」を配置開始 ※支援主体間のコーディネート、個別事案に対する支援調整、 市町村からの問い合わせや連絡等	個別事案の支援強化 関係機関との連携
令和 3年 3月	「千葉県犯罪被害者等支援条例」制定	※同年4月1日施行

千葉県の犯罪被害者等支援に関する主な支援体制



千葉県の性犯罪・性暴力被害者に対する主な支援体制（警察への届出以外）



犯罪による被害に遭われた方へ

犯罪による被害に遭われた方は、直接的な被害に加え、事件後、被害に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、治療や失職、転居などによる経済的困窮、捜査や裁判における精神的・時間的負担、周囲の人々やSNS上での噂やマスコミの取材・報道などの二次的被害に苦しめられています。またそれを周囲の人に相談できず、どこに相談すればよいかかわからず、ひとりで悩んでいる方もたくさんいます。

そこで、千葉県では、困り事や悩み事を聞いてアドバイスしたり、経済的支援や心のケアなどの支援をおこなっている相談機関をまとめたリーフレットを作成しました。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

そして、一歩踏み出してみてください。

本リーフレットが、あなたの受けられた被害を早期に回復または軽減させる手助けとなれば幸いです。

県民の皆さまへ

被害に遭われた方を支えていくためには、行政機関や関係団体だけでなく、県民の皆さまと一体となり支援を進めていくことが重要となります。

被害に遭われた方が必要としていることは何か、自分には何ができるかを考え、できることから少しずつ行動してみましよう。

被害に遭われた方やそのご家族が再び平穏に暮らしていくため、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

監修・問い合わせ先

千葉県安全安心まちづくり推進協議会
犯罪による被害者等に対する支援部会（事務局）

- 千葉県くらし安全推進課防犯対策推進室
電話 043-223-2333 FAX 043-221-2969
- 千葉県警察本部警務課犯罪被害者支援室
電話 043-201-0110

犯罪被害者等のための 相談窓口等のご案内



千葉県・千葉県警察

最寄りの警察署・市町村窓口

名称	電話番号
千葉中央警察署	043-244-0110
千葉東警察署	043-233-0110
千葉西警察署	043-277-0110
千葉南警察署	043-291-0110
千葉北警察署	043-286-0110
習志野警察署	047-474-0110
八千代警察署	047-486-0110
船橋警察署	047-435-0110
船橋東警察署	047-467-0110
鎌ヶ谷警察署	047-444-0110
市川警察署	047-370-0110
行徳警察署	047-397-0110
浦安警察署	047-350-0110
松戸警察署	047-369-0110
松戸東警察署	047-349-0110
野田警察署	04-7125-0110
柏警察署	04-7148-0110
流山警察署	04-7159-0110
我孫子警察署	04-7182-0110
佐倉警察署	043-484-0110
四街道警察署	043-432-0110
成田警察署	0476-27-0110
成田国際空港警察署	0476-32-0110
印西警察署	0476-42-0110
香取警察署	0478-54-0110
銚子警察署	0479-23-0110
旭警察署	0479-64-0110
匝瑳警察署	0479-72-0110
山武警察署	0475-82-0110
東金警察署	0475-54-0110
茂原警察署	0475-22-0110
いすみ警察署	0470-62-0110
勝浦警察署	0470-73-0110
市原警察署	0436-41-0110
木更津警察署	0438-22-0110
君津警察署	0439-54-0110
富津警察署	0439-66-0110
館山警察署	0470-23-0110
鴨川警察署	04-7092-0110

名称	窓口担当課	電話番号
千葉市	地域安全課	043-245-5264
銚子市	総務課	0479-24-8181
市川市	多様性社会推進課	047-322-6700
船橋市	市民の声を聞く課	047-436-2787
館山市	市民協働課	0470-22-3142
木更津市	市民活動支援課	0438-23-7492
松戸市	市民安全課	047-366-7285
野田市	防災安全課	04-7136-1779
茂原市	生活課	0475-20-1505
成田市	交通防犯課	0476-20-1527
佐倉市	危機管理課	043-484-6161
東金市	消防防災課	0475-50-1119
旭市	総務課	0479-62-5311
習志野市	防犯安全課	047-451-1151
柏市	防災安全課	04-7167-1115
勝浦市	消防防災課	0470-73-6640
市原市	危機管理課	0436-23-9823
流山市	コミュニティ課	04-7150-6076
八千代市	コミュニティ推進課	047-421-6718
我孫子市	市民安全課	04-7185-1111
鴨川市	危機管理課	04-7093-7833
鎌ヶ谷市	安全対策課	047-445-1285
君津市	市民生活課	0439-56-1395
富津市	防災安全課	0439-80-1266
浦安市	市民安全課	047-351-1111
四街道市	自治振興課	043-421-6107
袖ヶ浦市	市民協働推進課	0438-62-3102
八街市	防災課	043-443-1119
印西市	市民活動推進課	0476-33-4435
白井市	市民活動支援課	047-492-1111
富里市	市民活動推進課	0476-93-1117
南房総市	消防防災課	0470-33-1052
匝瑳市	環境生活課	0479-73-0088
香取市	環境安全課	0478-50-1248
山武市	市民自治支援課	0475-80-1271
いすみ市	危機管理課	0470-62-2000
大網白里市	安全対策課	0475-70-0387
酒々井町	総務課	043-496-1171
栄町	総務課	0476-95-1111
神崎町	総務課	0478-72-2111
多古町	住民課	0479-76-5401
東庄町	総務課	0478-86-6082
九十九里町	総務課	0475-70-3107
芝山町	総務課	0479-77-3903
横芝光町	環境防災課	0479-84-1216
一宮町	総務課	0475-42-2112
睦沢町	総務課	0475-44-2500
長生村	総務課	0475-32-2111
白子町	健康福祉課	0475-33-2113
長柄町	総務課	0475-35-2111
長南町	総務課	0475-46-2111
大多喜町	総務課	0470-82-2111
御宿町	保健福祉課	0470-68-6716
鋸南町	総務企画課	0470-55-4801

最寄りの保健所(健康福祉センター)

名称	所在地・電話番号	担当区域
習志野保健所 (習志野健康福祉センター)	習志野市本大久保5-7-14 Tel.047(475)5151	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川保健所 (市川健康福祉センター)	市川市南八幡5-11-22 Tel.047(377)1101	市川市、浦安市
松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	松戸市小根本7 Tel.047(361)2121	松戸市、流山市、我孫子市
野田保健所 (野田健康福祉センター)	野田市柳沢24 Tel.04(7124)8155	野田市
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	佐倉市鏡木仲田町8-1 Tel.043(483)1133	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取保健所 (香取健康福祉センター)	香取市佐原イ92-11 Tel.0478(52)9161	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝保健所 (海匝健康福祉センター)	銚子市清川町1-6-12 Tel.0479(22)0206	銚子市、旭市、匝瑳市
山武保健所 (山武健康福祉センター)	東金市東金907-1 Tel.0475(54)0611	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生保健所 (長生健康福祉センター)	茂原市茂原1102-1 Tel.0475(22)5167	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)	勝浦市出水1224 Tel.0470(73)0145	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房保健所 (安房健康福祉センター)	館山市北条1093-1 Tel.0470(22)4511	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津保健所 (君津健康福祉センター)	木更津市新田3-4-34 Tel.0438(22)3743	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原保健所 (市原健康福祉センター)	市原市五井中央南1-2-11 Tel.0436(21)6391	市原市
千葉市保健所	千葉市美浜区幸町1-3-9 Tel.043(238)9920	千葉市
船橋市保健所	船橋市北本町1-16-55 Tel.047(409)3668	船橋市
柏市保健所	柏市柏下65-1 Tel.04(7167)1255	柏市

最寄りの児童相談所

名称	所在地・電話番号	担当区域
中央児童相談所	千葉市稲毛区天台6-5-2 Tel.043-253-4101	習志野市、市原市、八千代市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、酒々井町、栄町
市川児童相談所	市川市東大和田2-8-6 Tel.047-370-1077	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
柏児童相談所	柏市根戸445-12 Tel.04-7131-7175	松戸市、野田市、流山市、柏市、我孫子市
銚子児童相談所	銚子市台町2183 Tel.0479-23-0076	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
東上総児童相談所	茂原市高師3007-6 Tel.0475-27-1733	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、勝浦市、いすみ市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町
君津児童相談所	君津市中野4-18-9 Tel.0439-55-3100	館山市、鴨川市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町
千葉市児童相談所	千葉市美浜区高浜3-2-3 Tel.043-277-8880	千葉市

犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内

犯罪被害	性犯罪・性暴力	男性相談		
分類	相談内容	相談窓口	受付時間	所在地/電話番号
犯罪被害者	犯罪などの被害に関する事、警察全般の活動に関する相談を行っています。	千葉県警察本部 相談サポート コーナー	平日・ 8:30～17:15	千葉県中央区長洲1-9-1 県警本部1階 043-227-9110 (短縮ダイヤル #9110)
	性犯罪の被害に関する事	千葉県警察本部 性犯罪110番	年中無休24時間	フリーダイヤル 0120-01-8103 (短縮ダイヤル#8103) <small>※短縮ダイヤル(#8103)は、電話会社により通話料金が発生します。</small>
	犯罪等による被害の未然防止等に関する相談	警察総合相談窓口	年中無休24時間	最寄りの警察署
	犯罪被害者等への情報提供と相談機関や支援機関の紹介を行います。	千葉県環境生活部 くらし安全推進課 防犯対策推進室	平日・ 9:00～17:00	千葉県中央区市場町1-1 県庁本庁舎4階 電話 043-223-2267 FAX 043-221-2969
	犯罪被害者等への情報提供など総合的な対応を行います。	居住地の市役所又は町村役場の総合的対応窓口	居住地の市役所又は町村役場にお問い合わせ下さい。	居住地の市役所又は町村役場
	事件・事故に遭われた被害者・遺族・家族の方の電話相談・カウンセリング及び警察署・検察庁・裁判所・行政機関・病院などへの付き添い支援を無料で行っている民間の犯罪被害者支援団体です。	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援 センター	平日・ 10:00～16:00	千葉県中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7階 電話 043-225-5450 FAX 043-225-5453
	被害者の方々からの様々な相談対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品返還の各種手続きを手助けするほか、状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関、団体等を紹介するなどの支援活動を行います。	千葉地方検察庁 (被害者ホットライン)	平日・ 8:30～17:15	千葉県中央区中央4-11-1 043-221-2065
	保護観察中の加害者に心情を伝えたり、加害者の保護観察状況を知ったりするなど、犯罪被害者の相談・支援を行います。	千葉保護観察所	平日・ 8:30～17:15	千葉県中央区春日2-14-10 043-204-7794
	性犯罪・性暴力被害者の方の安心して相談できるきめ細やかな支援(電話相談、面接相談、付添い支援など)を提供します。	NPO法人 千葉性暴力被害支援 センター ちさと	平日・9:00～21:00 土曜日・9:00～17:00 ※緊急支援は24時間 365日対応	〇ほっとこーる 043-251-8500
		公益社団法人 千葉犯罪被害者支援 センター	平日・ 10:00～16:00	千葉県中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7階 〇性犯罪被害相談専用ダイヤル 043-222-9977
男性の悩みや問題の全般的相談	千葉県 男女共同参画センター	電話相談 火・水曜日・ 16:00～20:00 (月曜が祝日の場合翌日火曜は休み)	〇男性総合相談電話 043-308-3421	

女性相談	法律支援	精神支援	医療関係	
分類	相談内容	相談窓口	受付時間	所在地/電話番号
女性相談	配偶者等からの暴力(DV)の被害に関する相談	千葉県 女性サポートセンター	電話相談 年中無休24時間	〇女性専用 043-206-8002
		千葉県 男女共同参画センター	電話相談 火～日曜日・ 9:30～16:00 (月曜が祝日の場合翌日火曜は休み)	〇女性総合相談電話 04-7140-8605
		最寄りの保健所 (健康福祉センター)	平日・ 9:00～17:00	最寄りの保健所 (健康福祉センター)
	DV問題法律相談	千葉県弁護士会	平日・ 9:00～12:00 13:00～16:00 (初回30分無料)	千葉県中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館 043-306-1847
	電車及び鉄道施設内の痴漢などの性的犯罪被害等に関する相談	千葉県警察本部 鉄道警察隊 (女性相談所)	年中無休24時間	千葉県中央区新千葉1-1-1 JR千葉駅鉄道警察隊内 フリーダイヤル 0120-048224
法律支援	犯罪被害に遭って困っているあなたのために弁護士が電話で相談に応じます。	千葉県弁護士会 (犯罪被害者ホットライン)	平日・ 10:00～11:45 13:00～16:00 (初回無料30分程度)	千葉県中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館 043-227-8433
		日本司法 支援センター 千葉地方事務所 (法テラス千葉)	支援ダイヤル 平日・ 9:00～21:00 土曜日・ 9:00～17:00 千葉地方事務所 平日・ 9:00～17:00	千葉県中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2階 〇犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 (IP電話からは03-6745-5601) 〇千葉地方事務所での情報提供 0570-078315 (IP電話からは050-3383-5381)
	不安・悩み等人生全般の相談及び自殺防止に関する電話相談	社会福祉法人 千葉いのちの電話	年中無休24時間	043-227-3900
精神支援	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症(アルコール・薬物・ギャンブル)、思春期精神保健など、精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談	千葉県 精神保健福祉センター	一般相談 平日・ 9:00～18:30 依存症相談 平日・ 10:00～17:00 <small>※面接相談は予約制 ※診療は関係機関からの紹介のみ ※千葉市の方は千葉市こころの健康センターにお問い合わせ下さい。</small>	千葉県中央区仁戸名町666-2 〇一般相談 043-263-3893 〇依存症相談 043-263-3892 〇千葉市こころの健康センター(代表) 043-204-1582
		健康相談・精神保健福祉に関する相談	最寄りの保健所 (健康福祉センター)	最寄りの保健所 (健康福祉センター) にお問い合わせ下さい。
医療関係	精神科救急医療の受診に関する相談	千葉県 精神科医療センター	年中無休24時間	千葉県美浜区豊砂5 043-276-3188

分類	相談内容	相談窓口	受付時間	所在地/電話番号
児童虐待	児童虐待に関する相談 児童虐待の通告	居住地の市町村 又は最寄りの 児童相談所	平日 9:00～17:00	各市町村又は最寄りの児童相談所
			電話相談 年中無休24時間	○子ども・家庭110番 043-252-1152 ○児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく)
子ども・若者	ニート、ひきこもり、不登校 など困難を有するおおむね 40歳未満の子ども・若者及 びその家族からの相談	千葉県子ども・若者 総合相談センター 「ライトハウスちば」	電話相談 火～日曜日 (月曜が祝日の場合翌火曜は休み) 10:00～17:00 <small>※面接実施時間については、予約時 にお問い合わせください。</small>	千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎4階 電話 043-420-8066 E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp
少年問題	学校生活に関すること、心 や身体のこと、その他進路 や適性に関すること等、個々 の状況に応じて、本人及び 保護者、教職員に対し、相 談活動を通して支援・援助 を行います。	千葉県 子どもと親の サポートセンター	電話・FAX・Eメール相談 24時間 <small>※FAX・Eメール相談の返信は数日 かかることがあります。 来所相談(予約制) 平日・9:00～17:00 ※新規の来所相談は、フリーダイヤルで 事前に申し込みが必要。 (受付は、平日8:30～16:30) SNS相談(中学生のみ)火・木 日曜日17:00～21:00 ※QRコードから、LINEアプリで 「SNS相談@ちば」を 「友だち登録」し、メッセージ を送信してください。</small>	千葉市稲毛区小仲台5-10-2 フリーダイヤル 0120-415-446 FAX 043-207-6041 E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp <small>※迷惑メール対策等の設定をされている方は、上記のアド レスからメールが受信できるようにメールの設定を確認 してください。</small>
			電話相談 平日 9:00～17:00 来所相談(予約制) 平日 8:30～17:00	千葉市稲毛区天台6-5-2 ○ヤング・テレホン フリーダイヤル 0120-783497
生活支援	生活保護、生活困窮者自立 支援、児童福祉等に関する 福祉相談全般	居住地の市(区)の 福祉事務所・町村又は 保健所(健康福祉センター)	平日 9:00～17:00	居住地の市(区)の福祉事務所・ 町村又は保健所(健康福祉センター)
	交通遺児に対する奨学金の 貸与事業を行っています。 貸与対象者は、高校生、専 門学校生、短大生、大学生、 大学院生等です。	公益財団法人 交通遺児育英会	平日 9:00～17:30	03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521286
	交通遺児に対する育成給付金 支給の相談を行っています。自 動車事故で亡くなった方 のお子様、損害賠償金等の中 から、拠出金を当基金に払い 込んでいただき、満19歳に達 するまで年金方式で育成給付 金を支給致します。	公益財団法人 交通遺児等育成基金	平日 9:00～17:00	03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611
	交通遺児や重度後遺障害者 の子弟への無利子貸付、交 通事故により脳・脊髄・胸 腹部臓器を損傷し、介護を 必要とする方を抱える家庭 に対する介護料の支給等の 相談を行っています。	独立行政法人 自動車事故対策機構 千葉支所	平日及び第1、第3土曜日 9:00～17:00 <small>※原則として、開業した土曜日 の翌週の月曜日は休み</small>	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールド ビジネスガーデン マリブウエスト25階 043-350-1730
		NASVA 交通事故 被害者ホットライン	平日 9:00～17:00	0570-000738
	人の生命又は身体を害する 故意の犯罪行為により、不 慮の死を遂げた方又は身体 に重い障害が残った方の子 弟のうち、経済的理由によ り修学が困難な方に対し、 奨学金を給与しています。	公益財団法人 犯罪被害救援基金	平日 9:30～18:00	東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内 03-5226-1020

分類	相談内容	相談窓口	受付時間	所在地/電話番号
労働問題	貸金不払い、解雇、職場に おけるパワハラなどの労働 問題全般についての相談、 職場の人間関係などに伴う メンタルヘルスの相談	千葉県 労働相談センター	電話相談 平日・9:00～20:00 来所相談(予約制) 平日・9:00～17:00 <small>※メンタルヘルス相談(月1回) 弁護士相談(月2回)は予約制</small>	千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎2階 043-223-2744
			専任相談員による交通事故 相談を行っています。 (市町村への巡回相談あり)	千葉県交通事故 相談所 ●本所 ●東葛飾支所 ●安房支所
交通事故	交通事故に関する民事上の 法律問題についての相談	千葉相談所	電話受付時間 月～金曜日 10:00～11:30 13:00～16:00 (面接実施日:月・金曜日) <small>※面接実施時間については、 予約時にお問い合わせください。</small>	千葉市中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館内 043-227-8530
		松戸相談所	電話受付時間 月～金曜日 10:00～11:30 13:00～16:00 <small>※面接実施時間については、 予約時にお問い合わせ ください。</small>	松戸市松戸1281-29 松戸東洋ビル4階 千葉県弁護士会館内 047-366-6611
		京葉相談所	電話受付時間 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 土曜日 10:00～12:00 13:00～14:30 <small>※面接実施時間については、 予約時にお問い合わせください。</small>	船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階 千葉県弁護士会京葉支部・ 船橋法律相談センター内 047-437-3634
	交通事故に関する一般的な 相談	公益財団法人 千葉県交通安全協会 (千葉県交通安全活動推進センター)	平日 8:30～17:00	千葉市美浜区浜田2-1(免許センター内) 043-271-8481
	損害保険に関する一般的な 相談、損害保険会社とのト ラブルが解決しない場合の 苦情の受付や損害保険会社 との間の紛争解決の支援	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADR センター東京	平日 9:15～17:00	東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階 (ナビダイヤル) 0570-022808 (IP電話から) 03-4332-5241
交通事故に関する相談	全国共済農業協同組 合連合会千葉県本部 交通事故相談所	電話相談 平日 9:00～17:00	千葉市中央区新千葉3-2-6 043-245-7435	
自動車保険取扱会社で交通事 故相談を行っています。	自動車保険取扱各社	各社の営業時間内	各社の営業所	
暴力団	暴力団に関する困りごと相談	公益財団法人 千葉県暴力団追放 県民会議	電話相談 平日 9:00～16:00	千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館1階 043-254-8930
消費生活・消費者金融	商品やサービスの安全性や品質に 関する不安・疑問、悪質商法、個人情 報保護、債務整理、破産等について、 消費者からの相談に応じています。	千葉県消費者センター	平日 9:00～16:30 土曜日 9:00～16:00	船橋市高瀬町66-18 047-434-0999
			商品やサービスの安全性、品 質、契約・販売方法等消費生 活全般に関する相談	最寄りの 消費生活センター又は 消費生活相談窓口

※平日とは、原則、土日、祝日、年末年始を除く。

被害にあわれた方へ

千葉県警察



_____	警察署	_____	課
担当者			
電話		(内線)

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）による支援

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）は、犯罪の被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的に設置された千葉県公安委員会指定の民間犯罪被害者支援団体であり、警察、裁判所、医療機関等への付添い支援を行うほか、犯罪の被害にあわれた方などの相談やカウンセリング等の活動をすべて無料で行っていきます。

◎「情報提供票」について

千葉CVSによる支援を受けるために必要となるものです。

支援を希望される方は、支援を担当する警察官にお申し出ください。

なお、千葉CVS職員には、守秘義務が課せられ、情報管理が徹底されています。

別記様式

情 報 提 供 票	
情報提供日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
情報提供元	千葉県 警察署・隊 (担当者名 課)
情報受理担当者	団体名 受理者
被害者等の氏名 及び連絡先等	氏名 年齢 歳 性別 男性・女性 住所 連絡先 被害者との関係 ()
犯罪被害の概要	
そ の 他	
情報提供の 同意に関する 署名・捺印	署 名 印 (保護者等 印)

備考1：該当する箇所を○で囲むこと。

2：「その他」の欄には、被害者等が希望する援助の内容や警察において既に行った援助の内容などを記載する。

3：被害者等が少年の場合、保護者等からも同様の措置を施しておくこと。

はじめに

この被害者の手引は、被害にあわれた方やご家族の方に

- 警察の捜査や裁判は、どのように進み、犯人にはどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が捜査のためにどのようなご協力をお願いするのか。
- 被害にあわれた方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか。

といったことを分かりやすくお知らせするためのものです。

被害後の心理

犯罪被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体や心に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。



回復に向けて

回復にかかる時間は人によって違うので、焦らないでください。

困っていることをご家族やご友人に話してみましょう。安心できる人と一緒に過ごすことは、とても大切なことです。

あまり頑張りすぎないことが大切です。

ご家族はあたたかく、ゆったりとした気持ちで十分な安心感を伝えましょう。

こんなとき

心身の苦痛がつらすぎる、話したくても自分の気持ちを話せる人がいない。

千葉県警察には精神的なケアを行うカウンセラーがいます。

ぜひ、利用してみてください。

043-201-0110 (内線2706)



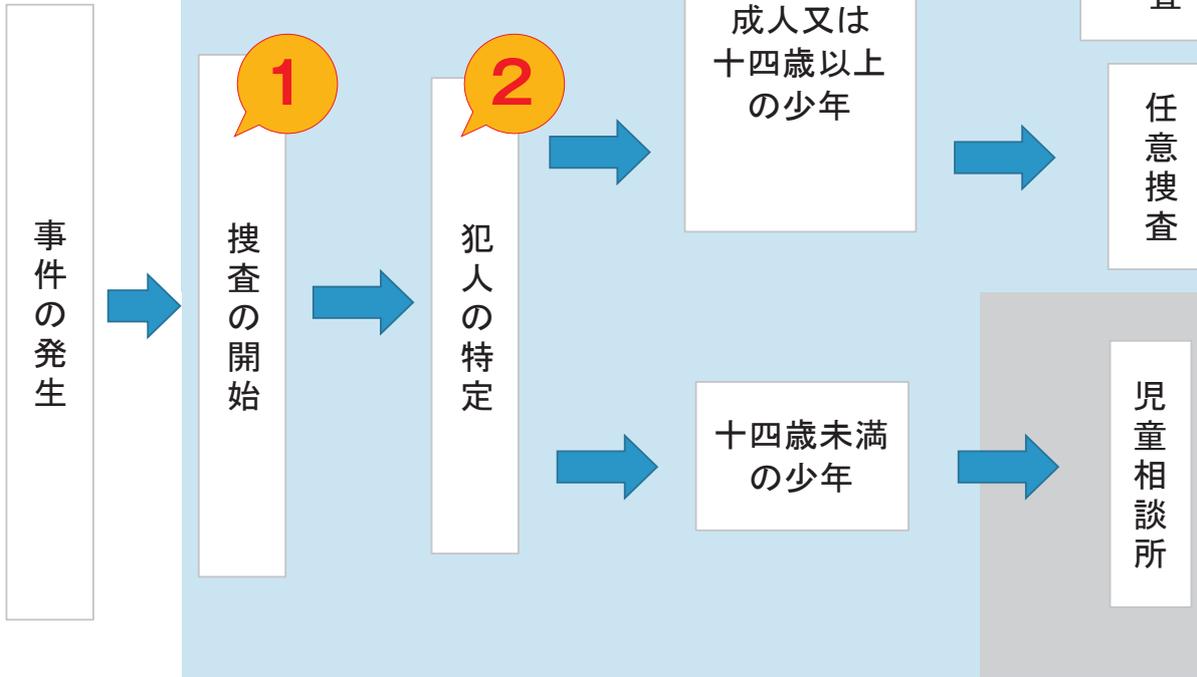
千葉県警察

犯罪被害者支援ホームページ

www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_forVictim.html



刑事手続きの流れ



被害者の方々に
ご協力して
いただくこと

1

- 事情聴取
担当警察官が被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。
- 証拠品の提出
被害の状況を明らかにするため、被害当時に着ていた衣類、持ち物等について提出をお願いすることがあります。
提出したものは、保管の必要がなくなれば返却することができます。
- 実況見分等への立ち会い
警察官が被害の場所を確認する際、立ち会いをしていただく場合があります。
事実の解明や犯罪の立証に必要なことである程度の時間が必要となります。

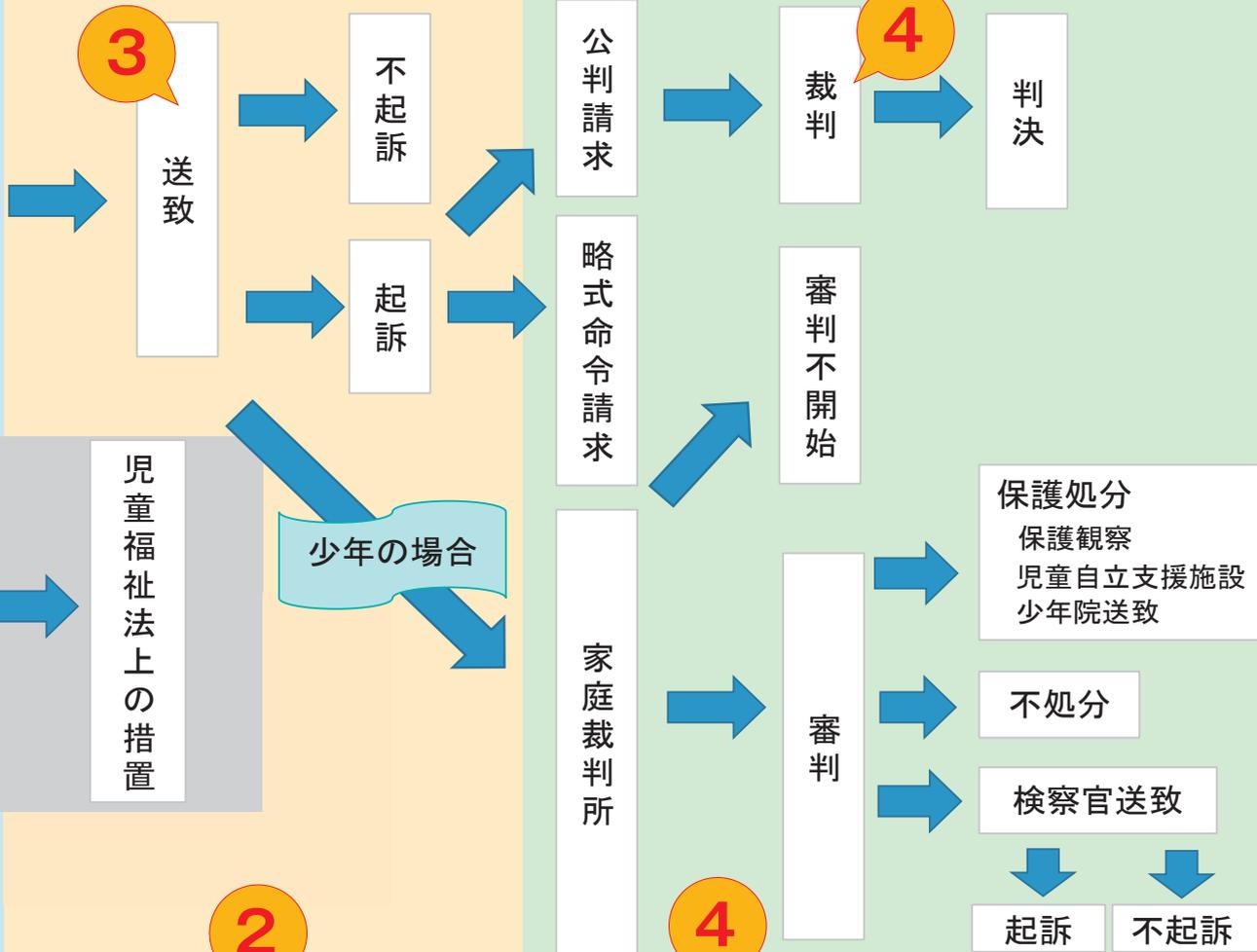


利用できる
各種制度

- 被害者支援要員制度
- 被害者連絡制度
- カウンセリング制度
- 再被害防止・保護制度
- 公費負担制度

検察庁

裁判所



2

●**犯人の確認**
 犯人と思われる人物が分かった際、その人が犯人か確認してもらうことがあります。その場合、写真やマジックミラー等で確認していただきます。

3

●**検察官の事情聴取**
 検察官が犯人を起訴するため被害者の状況等を再度確認させていただきます。

4

●**裁判での証言**
 皆様には、犯罪の立証のために公判で証言していただくことがあります。その際、皆様のご要望に対して様々な制度があります。(5ページを参照してください)



公判における各種制度
 証人尋問、優先的傍聴、被害者参加制度、刑事和解等

犯罪被害給付制度

被害者等通知制度
 【検察庁・保護観察所等】

各種制度が利用できる時期の目安については担当の警察官・検察官等にご確認ください。

警察における各種支援制度

警察では、被害にあわれた方の負担を少しでも和らげるため各種制度を設けており、被害直後から支援活動を行っています。

ただし、事件の内容等によっては利用できない制度もありますので、詳しくは担当の警察官にご確認ください。

◆ 被害者支援要員制度

捜査を担当する警察官とは別に指定された警察官が被害者支援活動を行います。

- 付添い …………… 病院手配、自宅等への送迎
- ヒアリング …………… 心配事の相談、事情聴取の補助
- 関係団体の紹介 …………… 千葉CVS、その他関係団体への紹介等



◆ 被害者連絡制度

捜査を担当している警察官等が下記の事項等について連絡します。

- 捜査状況 …………… 捜査に支障のない範囲内の内容
- 犯人の検挙状況 …………… 犯人の検挙の有無、犯人の氏名等
- 逮捕した犯人の処分状況 送致した事件の起訴、不起訴等の処分結果

◆ 公費負担制度

犯罪の被害にあわれた方に対する精神的・経済的負担を軽減する目的で、その被害にかかる費用を警察で負担する制度です。

【怪我をした場合】

医療機関の診察を受けた際に発生する

初診料…被害の怪我を理由として、医師の診察の初診に要した費用です。
(傷の消毒、縫合等の処置料は含みません。)

診断書料…医療機関の医師が作成した診断書の発行費用です。
(警察の捜査のために必要とするものに限りません。)

【お亡くなりになられた場合】

遺体修復費…司法解剖（捜査を目的とした解剖）を終えたご遺体に生じる縫合した痕等を化粧等により目立たなくする処置を施します。

遺体搬送費…警察署からご自宅又はご遺族が希望する場所までご遺体を搬送した際に発生する費用です。

【そのほか利用できるもの】

一時避難措置費用…ご自宅が犯罪によって引き続き住むことが困難な場合や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合等にホテル等に避難するための費用です。

ハウスクリーニング費用…犯罪行為により被害にあわれた方のご自宅が血痕等により汚染された場合、業者による清掃ができます。

カウンセリング費用…心理的補助を必要とされる方が医療機関や相談機関に相談した際の費用です。

◆ 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金は一時金として支給されます。

遺族給付金

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

重傷病給付金

負傷又は疾病にかかった日から3年間の医療費自己負担額と休業損害を考慮した額を合算した額

障害給付金

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

◆ 再被害防止・保護制度

被害にあわれた方が、再度、同じ犯人等から被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や所要の警戒措置を行うほかご要望に応じて犯人の釈放等に関する情報を提供しています。

また、犯人が暴力団等の場合は、保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を図っています。

公判における各種支援制度

検察官が事件を裁判所に公判請求した後、被害にあわれた方やそのご家族は裁判において証人として証言していただくことがあります。

詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

制度	内容
証人への付添い	証言をする際、不安や緊張を和らげるためご家族やカウンセラーに付き添ってもらうことができます。
証人への遮へい	被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、周りの視線を気にせず証言できるようにします。
ビデオリンク方式	証言する際、別室からモニターを通じて証言することができます。
優先的傍聴	被害にあわれた方やそのご家族の方は優先的に裁判を傍聴できる制度が設けられています。
被害者参加制度	被害にあわれた方やそのご家族の方が、刑事裁判に参加して被告人質問や被害についての心情等の意見を述べるすることができます。 また、刑事裁判の参加を弁護士に委託し、援助を受けることや、資力が乏しい方は国選弁護制度を利用することもできます。
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録を被害にあわれた方やそのご家族の方が閲覧・コピーすることができます。
刑事和解	被害にあわれた方やそのご家族と被告人との間に和解が成立した場合、公判調書を作成し、この公判調書を利用して民事裁判を起こさずして強制執行の手続きを取ることができます。

その他の支援制度

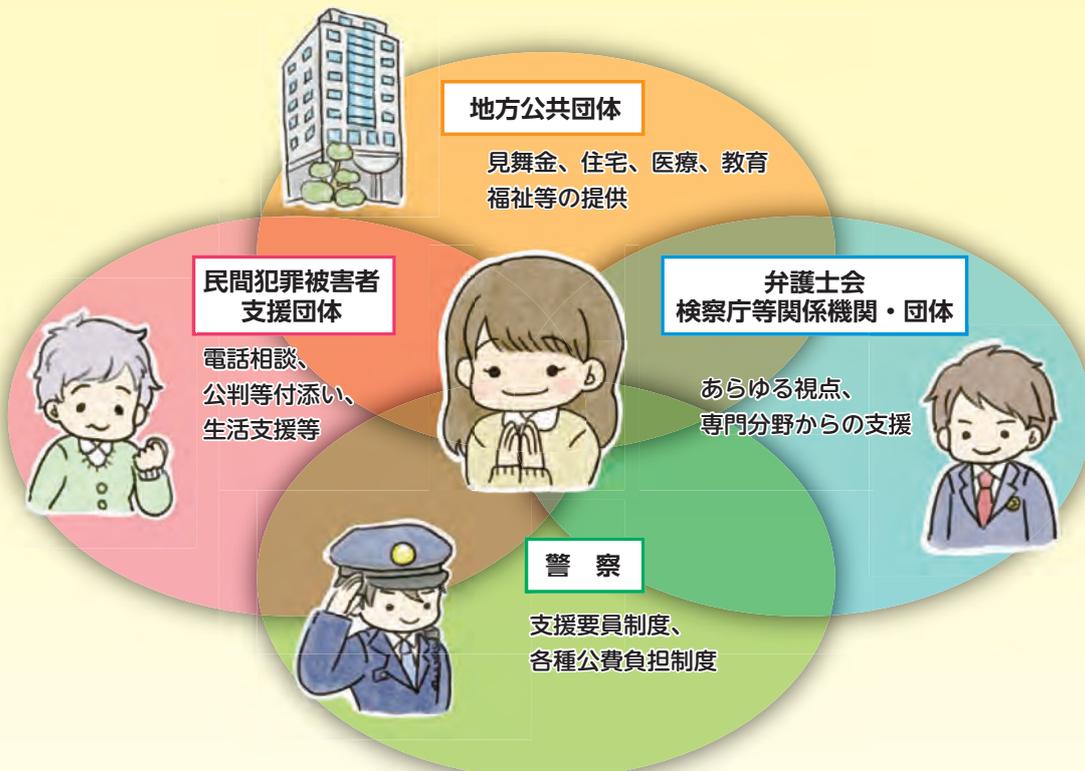
検察庁、保護観察所等では被害にあわれた方々の希望に応じて、犯人の処遇や出所情報などについて通知する「被害者等通知制度」があります。

また、心神喪失等で公判に至らなかった犯人に対しては、「医療観察制度」がありますので詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

各種相談窓口

千葉県警察本部性犯罪110番	性犯罪被害等に関する相談	0120-01-8103※ [短縮ダイヤル#8103]
千葉県環境生活部くらし安全推進課 防犯対策推進室	犯罪被害者等への情報提供と相談機 関や支援機関の紹介	043-223-2267
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 【千葉CVS】	付添い支援やカウンセリング等	043-225-5450
千葉地方検察庁	被害者ホットライン	043-221-2065
NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと	性暴力、性犯罪に関する医療支援、 カウンセリング	043-251-8500
千葉保護観察所	医療観察制度の相談 少年犯罪に関する窓口	043-204-7793 043-204-7794
千葉県弁護士会	弁護士の電話相談	043-227-8433
日本司法センター法テラス千葉	法制度、相談窓口のご案内や弁護士 の紹介	050-3383-5381
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議	暴力団に関する相談	043-254-8930
千葉県労働相談センター	解雇、賃金等労働問題に関する相談	043-223-2744
財団法人犯罪被害救援基金	犯罪遺児への給与、指導、相談等	03-5226-1020

※短縮ダイヤル（#8103）は、電話会社により通話料金が発生します。



被害にあわれた方々が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、社会全体で被害にあわれた方々を支えていきます。

被害にあわれた方へ

千葉県警察



_____警察署 _____課

担当者

電話

(内線 _____)

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）による支援

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）は、犯罪の被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的に設置された千葉県公安委員会指定の民間犯罪被害者支援団体であり、警察、裁判所、医療機関等への付添い支援を行うほか、犯罪の被害にあわれた方などの相談やカウンセリング等の活動をすべて無料で行っていきます。

◎「情報提供票」について

千葉CVSによる支援を受けるために必要となるものです。

支援を希望される方は、支援を担当する警察官にお申し出ください。

なお、千葉CVS職員には、守秘義務が課せられ、情報管理が徹底されています。

情 報 提 供 票	
情報提供日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
情報提供元	千葉県 警察署・隊 (担当者名 課)
情報受理担当者	団体名 受理者
被害者等の氏名 及び連絡先等	氏 名 年齢 歳 性別 男性・女性 住 所 連絡先 被害者との関係 ()
犯罪被害の概要	
そ の 他	
情報提供の 同意に関する 署名・捺印	署 名 印 (保護者等 印)

備考1：該当する箇所を○で囲むこと。

2：「その他」の欄には、被害者等が希望する援助の内容や警察において既に行った援助の内容などを記載する。

3：被害者等が少年の場合、保護者等からも同様の措置を施しておくこと。

はじめに

犯罪の被害にあわれた方は、直接的な被害にとどまらず、その後も予想をしないような精神的ショック、身体の不調、治療や失職、転居などによる経済的困窮、SNSやマスコミ等による精神的な二次被害などが発生することがあります。

この被害者の手引は、被害にあわれた方やご家族の方に

- 警察の捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が捜査のためにどのようなご協力をお願いするのか。
- 被害にあわれた方が利用できる制度はどのようなものがあるのか。

といったことを、分かりやすくお知らせするためのものです。

回復への道のりは人それぞれです。

まずは、やりたいことやできそうなことをしてゆっくりと過ごしましょう。

安心できる場所で信頼できる人と一緒に過ごすことは回復の過程でとても大切です。

できることから少しずつやってみましょう。

この被害者の手引が、みなさんが再び平穏な暮らしを取り戻すための手助けになればと思います。



千葉県警察

犯罪被害者支援ホームページ

www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_forVictim.html



性犯罪の被害にあうと...

性犯罪の被害にあうと、心や身体に次のような反応が出る場合があります。

眠れない...
寝ても怖い夢で
目が覚める

人と会うのが怖い

友達からきたSNSに
返信できず
既読無視

お腹が空いた感じがしない

何となく
体調が悪くて
いつもだるい

事件の記憶が
よみがえってくる

電車に乗るのが怖い

他の人と自分
は違ってしまっ
たと感じる

後ろから
人の気配を感じると
恐くなる

物音に過敏になる

外に出たくない

学校や会社
に行きたくない

事件が
本当に起きたこと
だと思えない、
人ごとのように感じる

何も感じない

事件のことを
思い出そうとすると、
頭がボーっとする

このような反応は、性犯罪の被害にあった人に起こる自然な反応です。
この反応は、時間が経つにつれて少しずつ落ち着くものです。
状況によっては落ち着くまでに長い時間がかかったり、数か月経ってから
心や身体に反応が出てきたりすることがあります。

眠れなくても、
横になって目を閉じる
時間を作る

安心できる場所
を見つける

頑張りすぎない



心身の回復のために…

信頼できる人と
一緒に過ごす



話せるようであれば、
被害の後に生じている
反応について相談する
(話せないときには無理をしない)

ヨガや
ストレッチのような
軽い運動を行う

特に被害にあった後は、性犯罪という異常な事態に対応するために心身のエネルギーが使われ、普通の生活に使えるエネルギーがとても少なくなるので、普段どおりに生活すること自体が難しくなってもおかしくありません。

そのようなときには、「食事は弁当や惣菜を利用する」、「買い物は通信販売を利用する」、「毎日の洗濯を、2日に1回にする」など、生活そのものの負担を減らす工夫も大切です。

誰かに話を聞いてもらいたいと思ったら…

千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム

別名「Active Counselor Team」通称ACT(アクト)といい、犯罪被害にあった被害者の方やそのご家族、ご遺族へのカウンセリングを行う、公認心理師をはじめとする被害者支援の知識を有する警察職員のチームです。

043-201-0110 (内線2706)

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター (千葉CVS)

千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された民間団体です。病院や警察、裁判所への付添い支援も行っており、長期的な支援が受けられます。

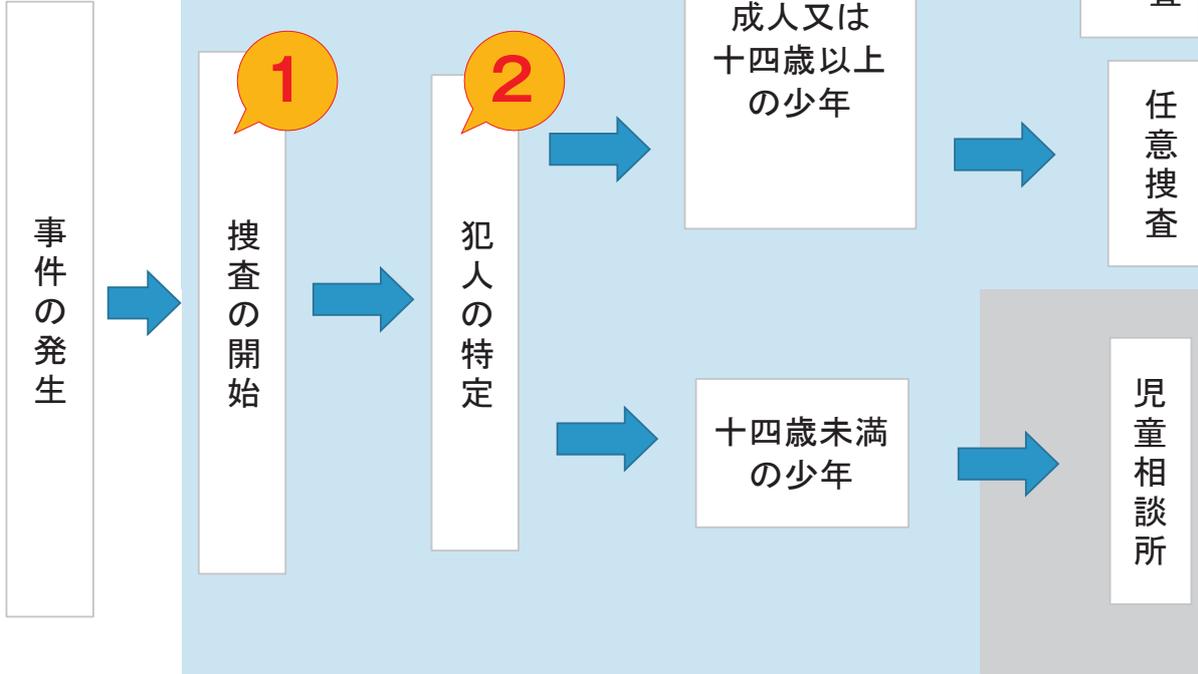
043-225-5450 月～金 10:00～16:00 土日祝日、年末年始を除く

NPO法人千葉性暴力被害支援センター ちさと

医療機関(国立病院機構千葉医療センター)を拠点とした民間団体です。病院併設であることから婦人科診療をただちに受けることもできます。やっぱり警察には届けたくないといった相談にも応じます。

043-251-8500 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00

刑事手続きの流れ



被害者の方々に
ご協力して
いただくこと

1

- 事情聴取
担当警察官が被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。
- 証拠品の提出
被害の状況を明らかにするため、被害当時に着ていた衣類、持ち物等について提出をお願いすることがあります。
提出したものは、保管の必要がなくなれば返却することができます。
- 実況見分等への立ち会い
警察官が被害の場所を確認する際、立ち会いをしていただく場合があります。
事実の解明や犯罪の立証に必要なことである程度の時間が必要となります。

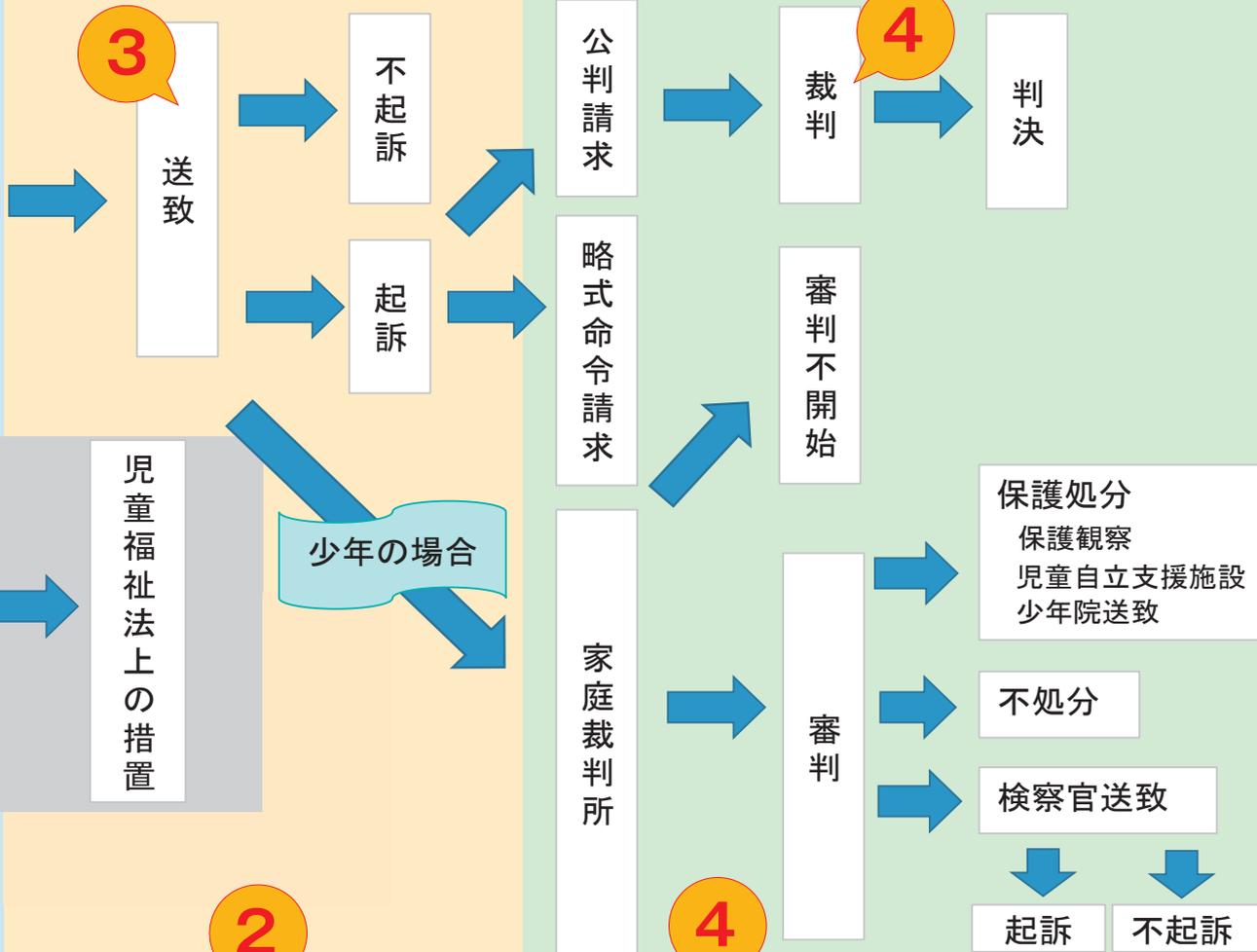


利用できる
各種制度

- ← 被害者支援要員制度
- ← 被害者連絡制度
- ← カウンセリング制度
- ← 再被害防止・保護制度
- ← 公費負担制度

検察庁

裁判所



2

3

4

●**犯人の確認**
 犯人と思われる人物が分かった際、その人が犯人か確認してもらうことがあります。その場合、写真やマジックミラー等で確認していただきます。

●**検察官の事情聴取**
 検察官が犯人を起訴するため被害者の状況等を再度確認させていただきます。

●**裁判での証言**
 皆様には、犯罪の立証のために公判で証言していただくことがあります。その際、皆様のご要望に対して様々な制度があります。(9ページを参照してください)



公判における各種制度
 証人尋問、優先的傍聴、被害者参加制度、刑事和解等

犯罪被害給付制度

被害者等通知制度
 【検察庁・保護観察所等】

各種制度が利用できる時期の目安については担当の警察官・検察官等にご確認ください。

性被害 Q&A

性被害にあわれて不安になることはたくさんあると思います。

少しでも不安を払拭できるように被害に関する疑問についてお答えしたいと思います。

また、このほかのことでも少しでも疑問に思いましたら担当の者にお問い合わせください。

Q1 答えにくい質問にも答えなければいけないのですか？

A そんなことはありません。性犯罪の場合、答えにくい質問もあると思います。ただ、詳しいことが分かれば、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながります。また、事情聴取は希望する性別の警察官が行うことも可能です。

Q2 事件のことを家族や周囲の人に知られたくないのですが・・・

A 被害にあわれた方が成人の場合、境遇や事件によりませんが、必要以外の人に知られないように捜査することもできます。未成年の場合、今後の捜査にご協力してもらうためにも保護者の方とお話する必要があります。

Q3 犯人がわかったら、犯人と対面しなければならないのですか？

A 犯人と対面することはありません。犯人と思われる人物が分かった時点で、その人が犯人か確認してもらう場合があります。その場合、写真やマジックミラー等で確認していただくこととなります。

Q4 感染症や妊娠が心配なのですが・・・

A 警察では被害にあわれた方に最優先で婦人科医師による診察を受けて頂いています。その際に発生する検査料や緊急避妊費用には、公費で負担する制度があります。また、健康福祉センター（保健所）においても性感染症の検査等を無料で実施していますので、詳しくは最寄りの健康福祉センターにお問い合わせください。

Q4 事件の時に着ていた服を処分したり洗濯したりしてもいいですか？

A 事件の時の服等には犯人を検挙するための重要な証拠が残されていることが多いので、むやみに触らず、できるだけそのままにして警察に証拠品として提出してください。提出して頂いた証拠品については裁判終了等で返却することや返却不要であれば、その旨を警察官にお伝えください。

Q4 私の名前や住所が新聞に載りますか？

A 犯人が捕まったこと等は掲載される場合がありますが、被害にあわれた方の名前や住所は載らないよう配慮します。

Q4 裁判になったとき、一人では不安なのですが・・・

A 千葉CVSの支援員が裁判へ付き添ってくれます。また、ご要望に応じて弁護士の紹介も行っていますので、詳しくは千葉CVSにお問い合わせください。

警察における支援制度

警察では、被害にあわれた方の負担を少しでも和らげるための制度を設けており、被害直後から支援活動を行っています。

ただし、事件の内容等によっては利用できない制度もありますので、詳しくは担当の警察官にお問い合わせください。

◆ 女性警察官による事情聴取（男性を希望することもできます）

警察本部、警察署には女性警察官が配置されています。被害にあわれた方の受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害にあわれた方からの事情聴取、証拠採取、証拠品の受領、病院等への付添い、捜査状況の連絡等を希望する性別の警察官が行います。

◆ 被害者支援要員制度

捜査を担当する警察官とは別に指定された警察官が被害者支援活動を行います。

- 付添い………病院手配、自宅等への送迎
- ヒアリング………心配事の相談、事情聴取の補助
- 関係団体の紹介…千葉CVS、その他関係団体への紹介等



◆ 被害者連絡制度

連絡を担当している警察官が下記の事項等について連絡します。

- 捜査状況………捜査に支障のない範囲の内容
- 犯人の検挙状況………犯人の検挙の有無、氏名等
- 逮捕した犯人の処分状況…送致した事件の起訴、不起訴等の処分結果

◆ 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金は一時金として支給されます。

遺族給付金

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

重傷病給付金

負傷又は疾病にかかった日から3年間の医療費自己負担額と休業損害を考慮した額を合算した額

障害給付金

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

◆ 再被害防止・保護制度

被害にあわれた方が、再度同じ犯人等から被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や所要の警戒措置を行うほか要望があれば犯人の釈放等に関する情報を提供しています。

また、犯人が暴力団等の場合は保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を図っています。

◆ 公費負担制度

犯罪の被害にあわれた方に対する精神的・経済的負担を軽減する目的で、その被害にかかる費用を警察が負担する制度です。

【被害にあった場合】

医療機関の診察を受けた際に発生する

初診料…被害の怪我を理由として、医師の診察の初診に要した費用です。

性病検査料…届け出からおおむね1か月以内の初回にかかる検査が対象です。

人工妊娠中絶措置料…中絶以外の目的で行われた治療、検査等は対象となりません。

緊急避妊措置料…投薬による避妊措置、エコー検査、膈内洗浄（洗浄のみの経費抗生物質等の挿入、消毒に係る金額は含みません。）に要する費用です。

診断書料…医療機関の医師が作成した診断書の発行費用です。（警察の捜査のために必要とするものに限りです。）

【そのほか利用できるもの】

一時避難措置費用…ご自宅が犯罪によって引き続き住むことが困難な場合や犯人から危害を加えられる恐れがある場合等にホテル等に避難するための費用です。

ハウスクリーニング費用…犯罪行為により被害にあわれた方のご自宅が血痕等が付着し、清掃を必要とする場合、業者による清掃ができます。

カウンセリング費用…心理的補助を必要とされる方が医療機関や相談機関に相談した際の費用です。

公判における各種支援制度

検察官が事件を裁判所に公判請求した後、被害にあわれた方やそのご家族は裁判において証人として証言していただくことがあります。
詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

制度	内容
証人への付添い	証言をする際、不安や緊張を和らげるため家族やカウンセラーに付き添ってもらうことができます。
証人への遮へい	被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、周りの視線を気にせず証言できるようにします。
ビデオリンク方式	証言する際、別室からモニターを通じて証言することができます。
優先的傍聴	被害にあわれた方やその家族の方は優先的に裁判を傍聴できる制度を設けています。
被害者参加制度	被害にあわれた方やそのご家族の方が刑事裁判に参加して被告人質問や被害についての心情等の意見を述べるすることができます。 また、刑事裁判の参加を弁護士に委託し援助を受けることや資力が乏しい方は国選弁護制度を利用することもできます。
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録を被害にあわれた方やそのご家族の方が閲覧・コピーすることができます。
刑事和解	被害にあわれた方やそのご家族と被告人との間に和解が成立した場合、公判調書を作成し、この公判調書を利用して民事裁判を起さずして強制執行の手続きを取ることができます。



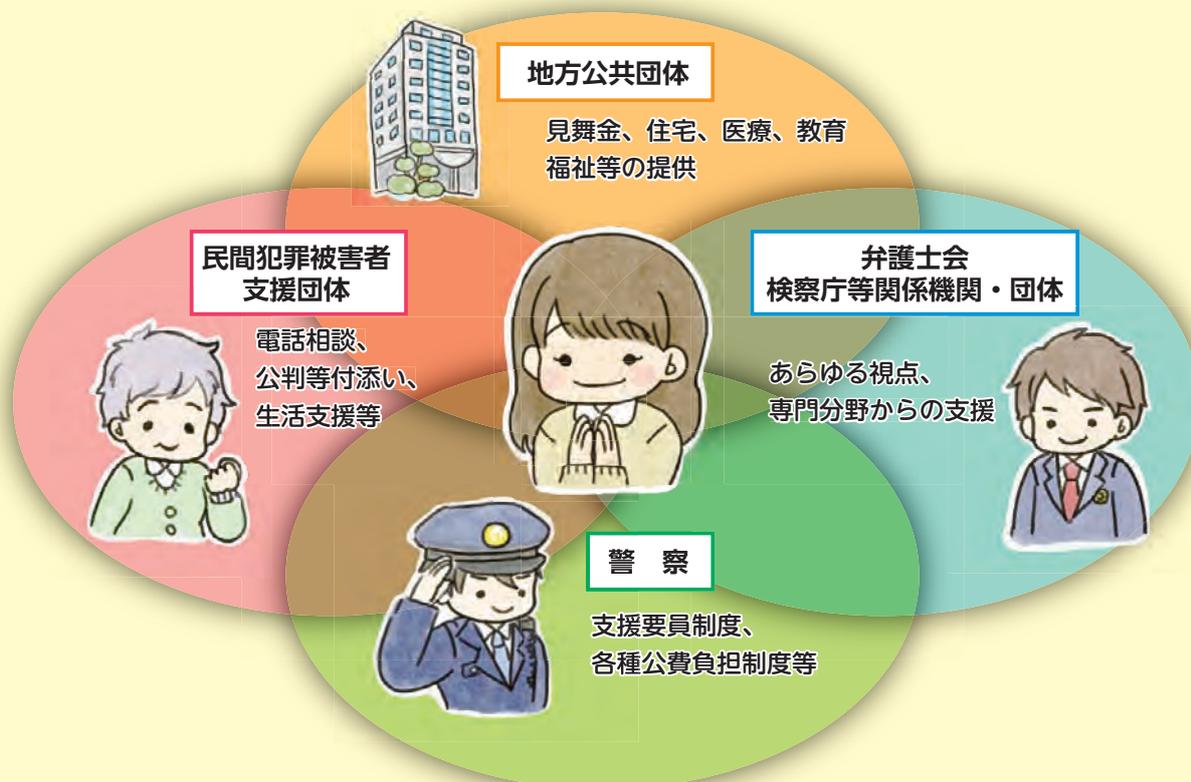
その他の支援制度

検察庁、保護観察所等では被害にあわれた方々の希望に応じて、犯人の処遇や出所情報などについて通知する「被害者等通知制度」があります。
また、心神喪失等で公判に至らなかった犯人に対しては、「医療観察制度」がありますので詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

各種相談窓口

千葉県警察本部性犯罪110番	性犯罪被害等に関する相談	0120-01-8103※ [短縮ダイヤル#8103]
千葉県環境生活部くらし安全推進課 防犯対策推進室	犯罪被害者等への情報提供と相談機 関や支援機関の紹介	043-223-2267
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 【千葉CVS】	付添い支援やカウンセリング等	043-225-5450
千葉県地方検察庁	被害者ホットライン	043-221-2065
NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと	性暴力、性犯罪に関する 医療支援、カウンセリング	043-251-8500
千葉保護観察所	医療観察制度の相談 少年犯罪に関する窓口	043-204-7793 043-204-7794
千葉県弁護士会	弁護士の電話相談	043-227-8433
日本司法センター法テラス千葉	法制度、相談窓口のご案内や弁護士 の紹介	050-3383-5381
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議	暴力団に関する相談	043-254-8930
千葉県労働相談センター	解雇、賃金等労働問題に関する相談	043-223-2744
財団法人犯罪被害救援基金	犯罪遺児への給与、指導、相談等	03-5226-1020

※短縮ダイヤル（#8103）は、電話会社により通話料金が発生します。



被害にあわれた方が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、社会全体で被害にあわれた方を支えていきます。

あなたの心とからだの回復のために

被害にあうと、恐怖や不安で混乱し、心やからだにさまざまな反応があらわれることがあります。これらは誰にでも起こりうる自然の反応です。

被害後にあらわれる反応の例

- 怒りや悲しみ、恥や罪の意識を感じる
- 自分を責めてしまう、気持ちが落ち込む
- 何も考えられなくなる、感じなくなる
- 記憶がなくなる、突然思い出す
- 眠れなくなる、食事がとれなくなる
- 物音に敏感になる など

無理をせず、心とからだをゆっくり休めてください。そして、深呼吸をしたり、好きな音楽を聞いたり、あなたの心とからだ心地よいと思うことから、少しずつ始めてみましょう。

信頼できる人に話を聞いてもらうだけでも心が落ち着いていくことがあります。

ご家族や周囲の方へ

あなたの家族や身近な方が被害にあったと知った時、怒りや悲しみで、混乱してしまうでしょう。

決してあなたの大切な人を責めたりしないで、受け止め、寄り添ってあげてください。

そして、ワンストップ支援センターへの相談をすすめてあげてください。

ご家族やご友人が相談していただいても構いません。皆さまが必要としている情報を提供します。

相談に関するQ & A



Q ワンストップ支援センターに相談したら、周囲にばれたり、騒ぎになったりしませんか？

A あなたが相談したことはあなたが希望しない限り、誰にも話しません。

Q 被害を受けたことを、必ず警察に届けなければいけませんか？

A あなたの希望や考えを最大限に尊重します。その他にも大切なことを決める時は、あなたの同意をもとに行います。

Q 何度も被害状況を説明したくありません。

A あなたが何度も被害状況を説明しなくてもすむように、ワンストップ支援センターがサポートします。

Q 被害を受けたことについて、法的に解決したいのですが？

A ワンストップ支援センターへご相談ください。被害者支援に詳しい弁護士が、相談に応じます。

性犯罪や性暴力の被害に会い
悩んでいるあなたへ

あなたの心とからだのために
わたしたちに話してみませんか
どんなことでも

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県

性暴力とは

レイプ、性虐待、DV、痴漢、盗撮など、あなたが望まない性的な行為は、すべて「性暴力」です。

「性暴力」は、年齢・性別にかかわらず起こります。

また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

もし、被害にあったら

まずは、安全な場所、安心できる場所に移りましょう。どうしたらよいか分からない。。。1人で不安。。。

1人で抱え込むのは、とても辛いことです。

あなたは決して悪くありません。

ちょっと勇気を出して、ワンストップ支援センターに連絡してください。

被害を受けてから時間がたった後でも、あなたの心とからだのためにできることがあります。

ワンストップ支援センターでは、専門の相談員が、これからどうしたら良いか、あなたの気持ちに寄り添いながら一緒に考え、あなたが必要とするサポートを提供します。

ワンストップ支援センターで相談できること

- これからどうしたらよいか分からない
- 妊娠や性感染症が心配
- 不安や恐怖で眠れない、落ち着かない
- 警察に相談するかどうか迷っている
- 法律や裁判のことがよくわからない

ワンストップ支援センターの支援内容

相談をはじめ、診療、カウンセリングの提供、病院・警察との連携など、性暴力（性犯罪）被害を受けた方が必要としているサポートを、できるだけワンストップで提供します。

電話相談・面接相談

専門の相談員がお話を伺い、あなたの気持ちに寄り添いながら、どうしたらよいかを一緒に考えていきます。希望に応じて警察、弁護士などにおつなぎします。

医療支援 (24時間365日、対応しています)

産婦人科医につなぎます。性感染症や望まない妊娠から、あなたのからだを守ることができます。

カウンセリング

心のケアを必要としている方には、カウンセリングを提供します。

法律相談

弁護士に、損害賠償請求といった裁判の手続きなどについて相談することができます。

付き添い支援など

ご希望に応じて、警察・裁判所・病院など関係機関へ付き添います。また、警察への届出や裁判に関する手続きなどのお手伝いをします。

相談や支援は、無料です。

秘密は、固く守ります。

あなたの気持ちや考えを尊重します。

千葉県内のワンストップ支援センター

どちらのセンターでも、あなたが必要とする支援が受けられます。

性暴力被害を専門とする支援団体、医療機関と連携

NPO 法人

千葉性暴力被害支援センターちさと

☎043-251-8500

〒260-0042

千葉市中央区椿森4-1-2 国立病院機構千葉医療センター内



【相談受付時間】(日祝日、年末年始を除く)

月～金 9:00～21:00

土 9:00～17:00

*緊急の医療支援は、24時間365日受けられます。



犯罪被害全般に対応する支援団体

公益社団法人

千葉犯罪被害者支援センター

☎043-222-9977

〒260-0013

千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7F



【相談受付時間】(土日祝日、年末年始を除く)

月～金 10:00～16:00

この他にも、緊急の医療支援が受けられる病院が県内にあります。

連携医療機関はこちら (千葉県HP)



短縮ダイヤル

ワンストップ支援センター
(千葉犯罪被害者支援センター)

性犯罪被害相談電話 (警察)
(千葉県警察本部 性犯罪110番)

はやくワンストップ
#8891

ハートさん
#8103

I はじめに

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
 条例第8条に基づく計画
 県の関係する計画との連携・整合性を図る
 - ・上位計画：千葉県総合計画
 - ・関係する計画：千葉県DV防止・被害者支援基本計画
 千葉県子どもを虐待から守る基本計画 等
- (3) 計画期間 令和4年度～令和8年度（5か年）
- (4) 施策の評価・公表（条例第22条）
 毎年度実施状況を公表
- (5) 計画の見直し（条例第24条）
 必要に応じて見直す

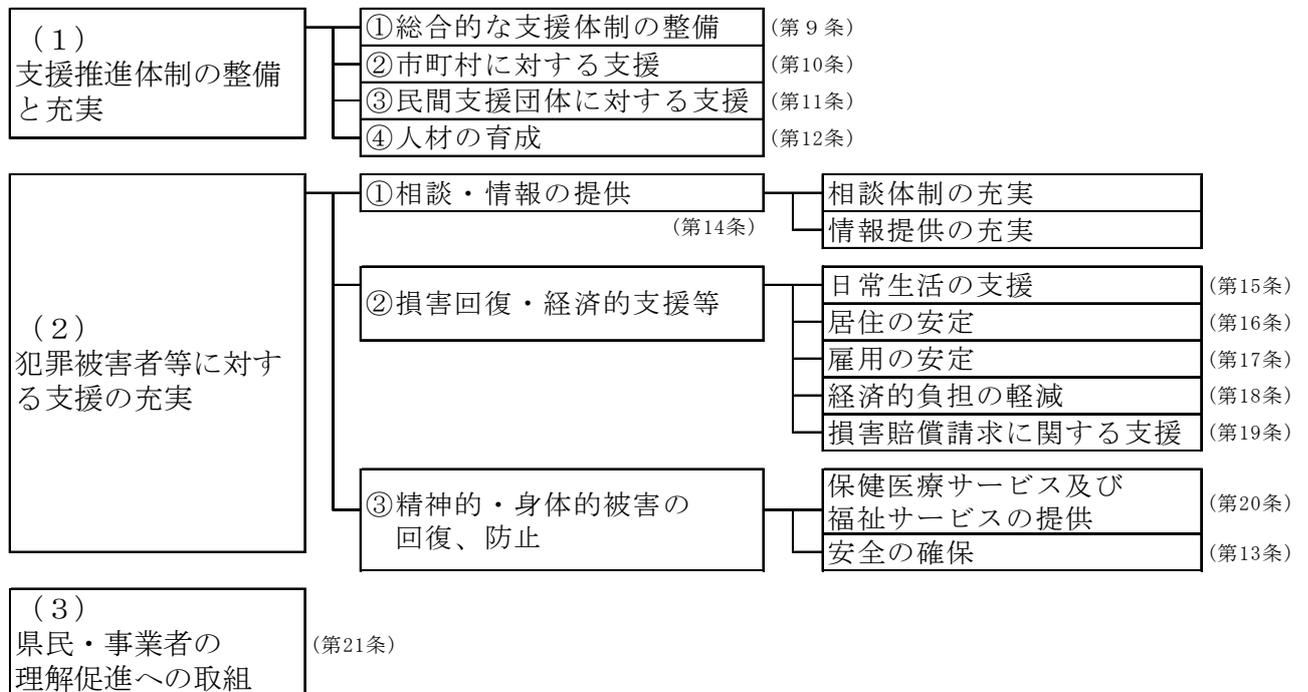
【参考】 計画で定めるもの（条例第8条）

- ①犯罪被害者等支援に関する基本方針
- ②犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- ③その他、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

II 県内における犯罪発生状況等

III 基本的な考え方

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 別添（案）参照
- (2) 施策体系



IV 具体的な施策・取組<別添>

【別添（案）】

Ⅲ 基本的な考え方

（１）犯罪被害者等支援に関する基本方針

条例第３条が掲げる基本理念等に基づき、個々の施策の策定・実施に関し、次の４つの基本方針を定めるものとする。

- 1 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。
- 2 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が、途切れることなく継続して行われること。
- 4 犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者等の理解を深めること。

上記の基本方針を踏まえつつ、県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、犯罪被害者等支援を総合的で計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、犯罪被害者等の生活再建等を図ることにより、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

【参考】千葉県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- 二 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- 三 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

【詳細】Ⅳ 具体的な施策・取組

(1) 支援推進体制の整備と充実

①総合的な支援体制の整備（条例第9条）

<外部機関との連携>

- ・安全安心まちづくり推進協議会「犯罪被害者等支援に関する部会」（環境生活部）
- ・署支援連絡協議会（県警）
- ・犯罪被害者等支援コーディネーターを（公社）千葉犯罪被害者支援センター（以下、「CVS」という）内に配置（環境生活部）
- ・緊急支援体制の整備（県警）

<県内部の連携体制>

- ・犯罪被害者支援連絡員制度（環境生活部）
- ・犯罪被害者要員制度（県警）

<性犯罪等被害者に対する支援体制>

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制充実（環境生活部）
- ・警察における性犯罪等被害者に対する支援
- ・千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議（環境生活部）
- ・医療従事者連絡会（環境生活部）

②市町村に対する支援（条例第10条）

- ・会議・研修会の実施（環境生活部・県警）
- ・被害者支援に関する情報提供等の支援（環境生活部・県警）

③民間支援団体に対する支援（条例第11条）

- ・CVSに対する支援（環境生活部・県警）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの補助（環境生活部）
- ・支援団体の実施する研修における講師派遣（県警）

④人材の育成（条例第12条）

- ・職員向け研修会の実施（環境生活部・県警）
- ・県民向け被害者支援員養成講座（環境生活部）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター事業における支援員の受傷対策や研修経費の補助（環境生活部）

(2) 犯罪被害者等に対する支援の充実

①相談・情報の提供（条例第14条）

《相談体制の充実》

- ・総合的対応窓口（環境生活部）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（環境生活部）
- ・交通事故相談所における相談（環境生活部）
- ・消費者相談（環境生活部）
- ・県警における相談窓口（県警）

- ・千葉県外国人相談窓口（総合企画部）
- ・男女共同参画センター相談事業（総合企画部）
- ・DV被害に関する相談（健康福祉部）
- ・児童虐待に関する相談、児童虐待の通告（健康福祉部）
- ・千葉県精神保健福祉センターにおける電話相談（健康福祉部）
- ・千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）における相談（環境生活部）
- ・千葉県労働相談センターにおける相談（商工労働部）
- ・千葉県精神科医療センターにおける相談（病院局）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置（教育庁）
- ・子どもと親のサポートセンターにおける相談（教育庁）

《情報提供の充実》

- ・犯罪被害者等への情報提供（環境生活部）
- ・犯罪被害者連絡制度（県警）

②損害回復・経済的支援等

《日常生活の支援（条例第15条）》

- ・被害者支援要員制度（県警）
- ・公費負担制度の活用（ハウスクリーニング等）（県警）
- ・DV被害者の自立生活促進に向けた支援（健康福祉部）

《居住の安定（条例第16条）》

- ・DV被害者の自立生活促進に向けた支援（健康福祉部）
- ・県営住宅への入居に係る配慮（県土整備部）

《雇用の安定（条例第17条）》

- ・千葉県ジョブサポートセンターにおける就業支援（商工労働部）
- ・ジョブカフェ千葉における就業支援（商工労働部）
- ・ちば地域若者サポートステーションにおける就業支援（商工労働部）
- ・働き方改革に取り組む企業の登録制度（商工労働部）

《経済的負担の軽減（条例第18条）》

- ・性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援（環境生活部）
- ・交通遺児激励事業（環境生活部）
- ・犯罪被害者等給付金・海外犯罪被害弔慰金制度の運用（県警）
- ・公費負担制度による支援（県警）

《損害賠償請求に関する支援（条例第19条）》

- ・交通事故相談所における支援（環境生活部）
- ・県警における支援（県警）

③精神的・身体的被害の回復、防止

《保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第20条）》

- ・性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング費用の支援（環境生活部）
- ・交通事故相談所の運営（環境生活部）

- ・千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（ACT）によるカウンセリング（県警）
- ・公費負担制度（カウンセリング）（県警）
- ・障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）による医療費助成

《安全の確保（条例第13条）》

- ・公費負担制度による一時避難措置（県警）
- ・再被害防止措置（県警）
- ・再被害防止措置（健康福祉部）
 - ※再犯防止計画に施策の実施に当たっては、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うことを明記する予定。
- ・犯罪被害者に関する情報の保護（県警）
- ・DV被害者に対する安全確保と一時保護体制の充実（健康福祉部）
- ・児童虐待への対応（健康福祉部）
- ・青少年ネット被害防止対策事業（環境生活部）

（3）県民・事業者の理解促進への取組（条例第21条）

《広報啓発》

- ・犯罪被害者週間における周知（環境生活部）
- ・安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知（環境生活部）
- ・相談窓口等に関する広報・啓発の実施（環境生活部）
- ・署犯罪被害者支援連絡協議会における周知（県警）
- ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び作文コンクールの開催（県警）
- ・人権問題研修会支援事業の実施（健康福祉部）
- ・DV防止・被害者支援対策（健康福祉部）
- ・子ども虐待防止地域力強化事業（健康福祉部）
- ・学校教育における周知（教育庁）

計画策定スケジュール（案）について

令和3年 8月27日（金） 有識者会議（第1回）

10月 有識者会議（第2回）
・計画素案について

11月～12月 有識者会議（第3回）
・計画案について

令和4年 1月 パブリックコメント実施

2月 最終案作成

3月 計画策定